

2011年(平成23年)5月31日

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社 **東芝**

取締役

代表執行役社長 佐々木 則夫

第172期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、第172期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら別記の株主総会参考書類をご検討いただき、2011年6月21日(火)午後5時までには到達するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、インターネット上の議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスいただき賛否をご投票くださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2011年6月22日(水)午前10時
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目3番28号 国技館
3. 目的事項

報告事項 第172期(自2010年4月1日至2011年3月31日)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件

決議事項

<会社提案(第1号議案)>

第1号議案 取締役14名選任の件

<株主提案(第2号議案から第21号議案まで)>

第2号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題における証拠書類の開示に関する定款変更の件

- 第3号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題における証拠書類の開示に関する定款変更の件
- 第4号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題における証拠書類の開示に関する定款変更の件
- 第5号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題における証拠書類の開示に関する定款変更の件
- 第6号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題における証拠書類の開示に関する定款変更の件
- 第7号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の真相の開示に関する定款変更の件
- 第8号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の真相の開示に関する定款変更の件
- 第9号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の真相の開示に関する定款変更の件
- 第10号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の真相の開示に関する定款変更の件
- 第11号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の真相の開示に関する定款変更の件
- 第12号議案 株主質問に対する会社回答に関する定款変更の件
- 第13号議案 株主総会における議決権行使に関する定款変更の件
- 第14号議案 取締役に対する損害賠償請求に関する定款変更の件
- 第15号議案 役員(取締役、執行役)の処分内容等の開示に関する定款変更の件
- 第16号議案 取締役、執行役についての情報の個別開示に関する定款変更の件
- 第17号議案 相談役、顧問、社友についての情報の個別開示に関する定款変更の件
- 第18号議案 省庁等の公的機関から入社した人についての情報の開示に関する定款変更の件
- 第19号議案 非正規雇用者の雇用条件に関する定款変更の件
- 第20号議案 配当金に関する定款変更の件
- 第21号議案 取締役選任の件

各議案の議案の要領は、別記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

- ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を受付にご提出願います。
- インターネットにより議決権を行使される場合は、別記のインターネットによる議決権行使に当たってのお願い(53ページ及び54ページ)をご参照願います。
- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到達した議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- 議決権の代理行使をされる場合は、代理人は議決権を行使することができる株主の方1名に限ります。この場合、代理権を証明する書面を当社にご提出願います。
- 招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書は、別添の第172期報告書のとおりであります。ただし、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/>)に掲載しておりますので、第172期報告書には記載しておりません。
 1. 事業報告の⑫当社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)等、⑬当社の支配に関する基本方針及び買収防衛策
 2. 連結計算書類の連結注記表
 3. 計算書類の個別注記表会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、第172期報告書に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。監査委員会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、第172期報告書に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している事業報告の一部、連結注記表及び個別注記表となります。
- 国技館においては、照明の照度、空調の温度設定を抑える等の節電対応を行う可能性がありますので、あらかじめご了承ください。なお、電力の供給事情によっては、開催日時について予期せぬ変更が生じる可能性もございます。その場合、上記当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

以上

第 172 期剰余金の配当(期末)のお支払いについて

当社は、2011年5月9日開催の取締役会で、剰余金の配当(期末)をお支払いすることを決議いたしました。つきましては、同年6月1日を支払開始日として、1株につき3円(税込)の配当をお支払いいたしますので、同封の配当金(期末)領収証により、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局において、払渡期間(自2011年6月1日至同年7月29日)内にお受け取り願います。

なお、配当の送金方法をご指定の方には、別途送金の手続をいたしました。

事前のご質問について

株主の皆様のご質問につきましては当日お受けいたしますが、事前にご質問をお送りいただいたものにつきましては、皆様のご関心の高いと思われるものを、当日の質疑応答に先立ち一括してお答えさせていただく予定です。準備の都合上、可能な限り、2011年6月17日(金)午後5時までに到達するよう、以下の方法によりご送付、ご送信されることにつきご協力をお願い申し上げます。

なお、いただいたご質問について必ずご回答することをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

(書面の送付先) 〒105-8001 東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社東芝 法務部

(電子メールの送信先) soukai@toshiba.co.jp

株主総会参考書類

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の数 4,216,288個
2. 議案及び参考事項

<会社提案(第1号議案)>

第1号議案は、会社提案によるものです。

第1号議案 取締役14名選任の件

(1) 提案の理由等

取締役全員(14名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、14名を選任いたしたいと存じます。

なお、指名委員会は、次の基準に基づき取締役候補者を決定しており、各候補者はいずれもこの基準に合致し、取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。

- ①人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- ②遵法精神に富んでいること
- ③業務遂行上、健康面で支障のないこと
- ④経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
- ⑤当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
- ⑥社外取締役にあっては、出身の各分野における実績と識見を有していること

平林博(候補者番号⑥)、佐々木毅(同⑦)、小杉丈夫(同⑧)、白石隆(同⑭)の4氏は社外取締役候補者であります。4氏を社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は次のとおりであります。

なお、平林博、佐々木毅、小杉丈夫の3氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2等に定める独立役員として届出を行っており、白石隆氏についても独立役員として届出を行う予定であります。

平林 博氏：在外公館の査察担当大使を含む外交官としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。

佐々木 毅氏：政治学の専門家、大学の組織運営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。

小杉 丈夫氏：法律の専門家としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。

白石 隆氏：国際政治学及びアジアの政治、国際関係の専門家、大学の組織運営者としての幅広い実績

と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行うことが期待されます。

平林博、佐々木毅、小杉丈夫の3氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもってそれぞれ4年、4年、2年となります。

当社は平林博、佐々木毅、小杉丈夫の3氏との間で会社法第423条第1項の責任について、金3,120万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、3氏が再任された場合は継続する予定であります。また、白石隆氏が取締役に選任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

なお、佐々木毅氏が2006年6月から社外取締役を務める東日本旅客鉄道(株)は、同社信濃川発電所において許可された最大取水量を超えて取水していたなどとして、2009年3月に河川法に基づく行政処分を受けました。同氏は同社取締役会への出席等を通じ法令遵守状況を監督してきましたが、本行政処分を受け、組織を挙げて再発防止に取り組んでいくよう要請しました。

また、平林博氏が2007年6月から社外取締役を務める三井物産(株)では、同社九州支社の営業部署が地元との取引先向け農業資材等について2000年9月以降2008年2月まで一部架空取引を含む不適切な循環取引に関与していた事実、並びに同社機能化学品本部の営業部署が2004年4月以降2008年8月まで売買の実体がない取引をインドネシア他東南アジア向け輸出貿易取引として行っていた事実が、それぞれ判明しました。同氏は日頃からコンプライアンス、内部統制強化の観点から、取締役会等において各種の提言を行っていましたが、これらの事実の判明後においても、再発防止に向けて更なる内部統制の強化を行うよう各種の提言、意見表明を行いました。

(2) 提案の内容

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
にしだ あつとし 西田 厚 聡 1943年12月29日生 	取締役会長、指名委員会委員、報酬委員会委員	1975年5月 当社入社 1997年6月 取締役 1998年6月 常務 2000年6月 上席常務 2003年6月 取締役、執行役専務 2005年6月 取締役、代表執行役社長 2009年6月 取締役会長、現在に至る。 (重要な兼職の状況) (財)デジタルコンテンツ協会会長 公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会会長 (社)日本防衛装備工業会会長 (社)日本観光振興協会会長	176

氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
② ささきのりお 佐々木 則夫 1949年6月1日生 	代表執行役社長、報酬委員会委員	1972年4月 当社入社 2003年4月 電力・社会システム社原子力事業部長 2005年6月 執行役常務 2007年6月 執行役専務 2008年6月 取締役、代表執行役副社長 2009年6月 取締役、代表執行役社長、現在に至る。	82
③ むらまちまさし 室 町 正志 1950年4月10日生 	代表執行役副社長、代表執行役社長補佐、新照明システム事業統括担当、品質統括本部長、生産統括グループ担当	1975年4月 当社入社 2004年6月 執行役常務 2005年6月 執行役上席常務 2006年6月 執行役専務 2008年6月 取締役、代表執行役副社長、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 東芝杭州社董事長、東芝大連社董事長	63
④ ひらおかふみお 村 岡 富美雄 1948年7月10日生 	代表執行役副社長、代表執行役社長補佐、財務グループ担当	1971年4月 当社入社 2003年6月 執行役常務 2006年6月 取締役、代表執行役専務 2009年6月 取締役、代表執行役副社長、現在に至る。	80

氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
<p>⑤</p> <p>ほりおか ひろし 堀岡弘嗣 1953年6月7日生</p> 	<p>監査委員会委員</p>	<p>1977年4月 当社入社 2003年6月 芝浦メカトロニクス㈱取締役 2005年4月 電力・社会システム社総務部長 2006年4月 グループ経営部長 2007年6月 人事部長 2009年6月 取締役、現在に至る。</p>	<p>25</p>
<p>⑥</p> <p>ひらばやし ひろし 平林博 1940年5月5日生</p> 	<p>監査委員会委員、報酬委員会委員</p>	<p>1963年4月 外務省入省 1988年1月 同省大臣官房総務課長 1990年1月 在アメリカ合衆国大使館公使 1993年8月 外務省経済協力局長 1995年8月 内閣官房内閣外政審議室長 1998年1月 駐インド大使 同 年2月 駐インド大使兼駐ブータン大使 2002年9月 駐フランス大使兼駐アンドラ大使 2003年1月 駐フランス大使兼駐アンドラ大使、駐ジブチ大使 2006年6月 外務省査察担当大使(2007年4月まで) 2008年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科客員教授(2011年3月まで) 2007年6月 当社社外取締役、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 三井物産㈱社外取締役 第一三共㈱社外取締役 ㈱エヌエイチケイプロモーション社外取締役 公益財団法人日印協会理事長</p>	<p>18</p>

氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
<p>⑦</p> <p>ささき たけし 佐々木 毅 1942年7月15日生</p> 	<p>指名委員会委員長、 報酬委員会委員</p>	<p>1965年4月 東京大学法学部助手 1968年4月 同大学同学部助教授 1978年11月 同大学同学部教授 1991年4月 同大学大学院法学政治学研究 科教授 1998年4月 同大学大学院法学政治学研究 科長兼法学部長 2001年4月 同大学総長 2005年4月 学習院大学法学部政治学科教 授、現在に至る。 2007年6月 当社社外取締役、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 学習院大学法学部政治学科教授 財明るい選挙推進協会会長 オリックス(株)社外取締役 (社)国土緑化推進機構理事長 東日本旅客鉄道(株)社外取締役 (財)ラボ国際交流センター会長</p>	<p>10</p>
<p>⑧</p> <p>こすぎ たけお 小杉 丈夫 1942年3月23日生</p> 	<p>指名委員会委員、監 査委員会委員</p>	<p>1968年4月 大阪地方裁判所判事補 1972年9月 釧路地方裁判所兼家庭裁判所 判事補 1974年5月 弁護士登録、現在に至る。 2009年6月 当社社外取締役、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 弁護士法人松尾綜合法律事務所社員弁護 士 日本セルヴィエ(株)社外監査役 富士フィルムホールディングス(株)社外監 査役 森ヒルズリート投資法人監督役員</p>	<p>16</p>
<p>⑨</p> <p>しもみつ ひでじろう 下光 秀二郎 1952年9月21日生</p> 	<p>執行役専務、デジ タルプロダクツ事業ケ ループ分担、モバイ ル事業統括担当</p>	<p>1976年4月 当社入社 2006年4月 PC&ネットワーク社副社長 同 年6月 執行役常務 2007年6月 執行役上席常務 2009年6月 執行役専務、現在に至る。</p>	<p>51</p>

氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
<p>⑩</p> <p>たなか ひさお 田中久雄 1950年12月20日生</p> 	<p>執行役専務、調達・ロジスティクスグループ担当</p>	<p>1973年4月 当社入社 2006年4月 PC&ネットワーク社副社長 同年6月 執行役常務 2008年6月 執行役上席常務 2009年6月 執行役専務、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 東芝国際調達台湾社董事長</p>	<p>52</p>
<p>⑪</p> <p>きたむら ひでお 北村秀夫 1952年4月19日生</p> 	<p>執行役専務、社会インフラ事業グループ分担</p>	<p>1975年4月 当社入社 2006年4月 電力システム社副社長 2007年6月 執行役常務 2008年6月 執行役上席常務 2009年6月 執行役専務、現在に至る。</p>	<p>45</p>
<p>⑫</p> <p>わたなべ としはる 渡辺敏治 1950年7月28日生</p> 	<p>執行役専務、スマートコミュニティ事業統括担当</p>	<p>1974年4月 当社入社 2006年4月 産業システム社副社長 2007年6月 執行役常務 2008年6月 執行役上席常務 2010年6月 執行役専務、現在に至る。</p>	<p>47</p>

氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
<p>くぼ まこと 久保 誠 1952年1月31日生</p> 		<p>1975年4月 当社入社 2005年5月 財務部長 2008年6月 執行役常務 2010年6月 東芝モバイルディスプレイ(株) 取締役社長、現在に至る。</p>	27
<p>しらいし たかし 白石 隆 1950年2月22日生</p> 		<p>1975年4月 東京大学東洋文化研究所助手 1977年5月 コーネル大学大学院博士課程修了 1979年6月 東京大学教養学部助教授 1987年4月 コーネル大学アジア研究学科、歴史学科助教授 1989年7月 同大学東南アジア・プログラム副所長 1990年7月 同大学アジア研究学科、歴史学科准教授 1996年1月 同大学アジア研究学科、歴史学科教授 同 年7月 京都大学東南アジア研究センター教授 2005年4月 政策研究大学院大学副学長(2009年3月まで) 2009年1月 内閣府総合科学技術会議議員、現在に至る。 2011年4月 政策研究大学院大学学長、現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況) 政策研究大学院大学学長 日本貿易振興機構アジア経済研究所所長</p>	0

- (注) 1. 当社は2003年6月までは執行役員制度を採用しており、上席常務、常務は執行役員の役位であります。
2. 取締役並木正夫、同田井一郎、同前田義廣、同谷川和生、同古口榮男、同古沢熙一郎の6氏は、本総会の終結の時をもって退任いたします。

＜株主提案(第2号議案から第21号議案まで)＞

第2号議案から第21号議案までの議案は、株主(1名)からのご提案によるものです。

各議案の提案の内容及び提案の理由は、株主から提出されたものを記載しておりますが、表形式への変更等を一部行っております。

○株主提案に対する取締役会の反対意見

取締役会としては、第2号議案から第21号議案までのいずれの株主提案についても反対いたします。

以下の20議案は、2008年定時株主総会以降4年連続で株主提案を行っている同一の株主1名の方から提案された株主提案によるものであります。

20議案のうち第2号乃至第12号、第14号及び第15号の13議案はいずれも過去3年連続で株主提案された新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究に係るものと実質的に同一の議案です。これらは16年以上前に発生し既に解決済みの個別事案に関連する議案である上に、これまでの株主総会でいずれも総株主の議決権数の10分の1未満の賛成しか得ていないため、会社法の定めにより3年間提案を拒否できるという株主提案権の拒否事由に該当し得るものと考えます。また、昨年の株主総会において、他の株主の方から株主総会の場以外での解決促進のご要望もあったことから、当社としては、解決に向けて再三ご連絡をいたしました。全く対応いただけないばかりか、今回のような20議案にも及ぶご提案を受けるに至っております。他の議案も、そのほとんどは、同様に大差で否決されたものと実質的に同一の議案であり、当社取締役会としては、このような株主提案権の行使は、全体として株主権の濫用にも該当し得るものと考えます。このような状況をご理解いただき、今一度、株主の皆様のご意思を確認させていただくために、すべての株主提案を株主総会にお諮りするものであります。

第12号議案以降の提案議案ごとの反対理由の補足は、それぞれの議案の後に記載しております。

以上の諸点から、取締役会としては、いずれの株主提案にも反対いたします。

―株主提案―

第2号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題における証拠書類の開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『平成8年1月に東芝社内で発覚した、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関し、次の「研究労務日誌の偽造依頼書」を調査すること。調査方法、調査結果、書類内容を詳細に毎日新聞に開示すること。(以下、別紙1に記載のとおり。)]

(提案理由)

研究労務費の不正請求、不正受給の事実関係を明らかにするように要求してきたが、東芝は、「NEDOに対し、約500万円過大請求し、受給した。」としている。事実関係を明らかにしていない。実際は、契約した研究労務費を満額受領できるように、課長が研究労務日誌の内容(労務内容、労務時間)を考え、日誌を作文した。そして、虚偽内容の日誌の作成を5名に依頼した。この5名のうち3名(A主務、B主務、A担当)は研究労務を行っていない。研究労務を行っていた2名(A主幹、B担当)には実際の労務内容、労務時間の異なるものを書くように依頼した。東芝が隠蔽している不正請求の手口のひとつを明らかにするには、「研究労務日誌の偽造依頼書」の調査が必要であるので、上記を提案した。

—株主提案—

第3号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題における証拠書類の開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『平成8年1月に東芝社内で発覚した、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関し、次の「研究労務日誌偽造依頼書に対する拒否書」を調査すること。調査方法、調査結果、書類内容を詳細に読売新聞に開示すること。(以下、別紙2に記載のとおり。)]

(提案理由)

東芝は、担当1名が研究労務日誌の作成を拒否したので課長らがこの担当分の研究労務日誌を作成したと説明している。担当が課長の依頼を拒否したのは、課長の依頼の通りに日誌を作成すると不正行為になるからである。担当が課長に対して文書と口頭で日誌の偽造を拒否したにもかかわらず、その後、課長らは担当の名前、偽造印鑑を使って虚偽内容の研究労務日誌を作成した。業務命令であっても、不正行為、違法行為を拒否するのは当然である。担当が研究労務日誌の作成を拒否したことが当然のことであることを明らかにするために、また、東芝の不正行為の隠蔽を明らかにするために上記書類を調査する必要があるので、提案した。

—株主提案—

第4号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題における証拠書類の開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『平成8年1月に東芝社内で発覚した、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関し、次の「井須雄一郎所長への連絡書」を調査すること。調査方

法、調査結果、書類内容を詳細に朝日新聞に開示すること。(以下、別紙3に記載のとおり。)]

(提案理由)

課長らは、計画が不正行為であると担当に指摘された時点で、研究労務日誌の偽造を止めるべきである。しかし、課長らは研究労務日誌を偽造し、研究労務費の請求手続きを行った。この不正請求は京浜事業所で行われた。これを是正させることができるのは、京浜事業所の責任者である井須雄一郎所長である。井須所長は研究労務費の不正請求について、平成8年1月に担当から連絡を受けた。この連絡により、井須所長には不正請求に関し、調査、是正する義務が生じた。井須所長に研究費の不正請求について連絡されていることを明らかにし、また、東芝の不正行為の隠蔽を明らかにするためにも上記書類を調査する必要があるので、提案した。

—株主提案—

第5号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題における証拠書類の開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『平成8年1月に東芝社内で発覚した、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関し、次の「佐々木軻彦本部長への連絡書」を調査すること。調査方法、調査結果、書類内容を詳細に産経新聞に開示すること。(以下、別紙4に記載のとおり。)]

(提案理由)

京浜事業所の責任者である井須雄一郎所長は研究労務費の不正請求があったことを認めず、是正手続きもとらなかった。京浜事業所はエネルギー事業本部の下部組織の一つである。エネルギー事業本部の責任者は佐々木軻彦本部長である。京浜事業所で起こった不正請求を是正させることができるのは、エネルギー事業本部の責任者である佐々木本部長である。佐々木本部長は研究労務費の不正請求について、平成8年2月に担当から連絡を受けた。この連絡により、佐々木本部長には不正請求に関し、調査、是正する義務が生じた。

佐々木本部長に研究費の不正請求について連絡されていることを明らかにし、また、東芝の不正行為の隠蔽を明らかにするためにも上記書類を調査する必要があるので、提案した。

—株主提案—

第6号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題における証拠書類の開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『平成8年1月に東芝社内で発覚した、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関し、次の「佐藤文夫社長への連絡書」を調査すること。調査方法、調査結果、書類内容を詳細に日本経済新聞に開示すること。(以下、別紙5に記載のとおり。)]

(提案理由)

エネルギー事業本部の責任者である佐々木鞆彦本部長は研究労務費の不正請求の調査を京浜事業所総務部に行わせ、不正請求があったことを確認した。しかし、不正請求の是正手続きはとらなかった。エネルギー事業本部は東芝本社の下部組織の一つである。本社の責任者は佐藤文夫社長である。不正請求を是正させることができるのは、佐藤社長である。佐藤社長、次期社長である西室泰三専務は研究労務費の不正請求について、平成8年6月に担当から連絡を受けた。この連絡により、佐藤社長には不正請求に関し、調査、是正する義務が生じた。佐藤社長に研究労務費の不正請求について連絡されていることを明らかにし、また、東芝の不正行為の隠蔽を明らかにするためにも上記書類を調査する必要があるため、提案した。

—株主提案—

第7号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の真相の開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『平成8年1月に東芝社内で発覚した、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関し、以下に示す「研究労務費の不正請求の手口」、「従業員の犯罪の認識」について調査すること。調査方法、調査結果を毎日新聞に開示すること。(以下、別紙6に記載のとおり。)]

(提案理由)

東芝は、平成8年1月に社内で表面化した研究労務費の不正請求、不正受給について、平成14年6月まで隠蔽していた。さらに、平成11年6月以降の定時株主総会において、株主が是正したのかどうかを質問したが、終わった問題であると回答した。このように不正発覚後から現在まで問題を隠蔽し続けてきたから、長期化しているのである。平成14年7月のNEDOの決定に従ったから問題が終わったとするのは、都合がよすぎる。NEDOの調査時において、都合の悪い書類等は提出されず、関係者への聞き取り調査も行われていない。不正請求の実態や、不正を行った従業員の認識を調査しなければ、同様な不正行為を防止できない。東芝が隠蔽している不正請求、不正受給の実態を明らかにするため、また、不正行為の防止のために、上記を提案した。

—株主提案—

第8号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の真相の開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『平成8年1月に東芝社内で発覚した、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関し、以下に示す「隠蔽工作1(京浜事業所)」、「隠蔽工作2(本社)」、「隠蔽工作3(京浜事業所)」、「組織的犯罪」について調査すること。調査方法、調査結果を読売新聞に開示すること。(以下、別紙7に記載のとおり。)]』

(提案理由)

この研究労務費の不正受給問題が長期化しているのは、社内での問題発覚後、遅滞なく是正手続きをせずに、問題の隠蔽工作を行ったからである。問題を起こした京浜事業所ではどのような理由から不正請求を認めなかったのか。また、エネルギー事業本部は、不正請求、不正受給があったことを確認しながら、どのような理由からこの問題を隠蔽することにしたのか。これらについて、東芝は公表していない。また、日誌を偽造するだけで契約した研究労務費を受領できるので、委託研究において同様な不正行為が行われている可能性が高い。

東芝が隠蔽している不正請求、不正受給の実態を明らかにするため、また、不正行為の防止のために、上記を提案した。

—株主提案—

第9号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の真相の開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『平成8年1月に東芝社内で発覚した、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関し、以下に示す「本社における対応1」、「本社における対応2」、「本社における対応3」、「本社における対応4」、「本社における対応5」、「本社における対応6」、「本社における対応7」について調査すること。調査方法、調査結果を朝日新聞に開示すること。(以下、別紙8に記載のとおり。)]』

(提案理由)

研究労務費の不正受給について連絡を受けた佐藤文夫社長はどのような対応をしたのか。当初、是正するように佐々木鞆彦本部長に指示したのではないか。どのような指示を出したのか。実際に行われたこと

は、他年度の研究労務費を少なく請求するという相殺処理である。これは違法な処理である。なぜ、適法な処理をしなかったのか。佐藤社長、西室新社長はこれらを認めたのか。他の取締役は相殺処理に反対しなかったのか。違法な処理をしているので、これを隠すため、また、社長以下の取締役の責任回避のため、株主総会では、不正請求問題は終わったことであると回答したのか。以上のような疑問を解明するために、また、不正受給を隠蔽した役員の背任行為と、不正受給を是正させる義務のある役員の注意義務違反を明確にするために上記を提案した。

—株主提案—

第10号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の真相の開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『平成8年1月に東芝社内で発覚した、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関し、以下に示す「NEDOによる調査、東芝の対応」、「費用、損失等」について調査すること。調査方法、調査結果を産経新聞に開示すること。(以下、別紙9に記載のとおり。)]

(提案理由)

なぜ、平成11年6月の株主総会終了後、不正受給問題の再調査を開始しなかったのか。なぜ、NEDOによる調査において不正請求に関する資料が見つからなかったのか、関係者を立ち合わせなかったのか。このような対応を誰が決めたのか。以上のような不明なことがあるので、明らかにするために、上記を提案した。

また、NEDOによる処分に伴う損失、この不正請求問題の処理にかかった費用は多額である。不正請求問題を早い時期に適法な方法で、解決していたならば、これらの損失、費用は少額で済む。多額になったこれらの損失、費用は、不正請求問題を隠蔽し、不正受給を是正させなかった役員が負担すべきである。この役員の負担額を明らかにするために、上記を提案した。

—株主提案—

第11号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の真相の開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『平成8年1月に東芝社内で発覚した、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関し、以下に示す「責任」について調査すること。調査方法、調査

結果を日本経済新聞に開示すること。(以下、別紙10に記載のとおり。)]

(提案理由)

不正受給問題を隠蔽した役員、不正受給問題を違法な方法で処理した役員、株主総会で不正受給問題について虚偽の回答をした役員、不正受給の是正に関し、注意義務があったにもかかわらず、是正させなかった役員の責任、処分等が不明である。なお、役員には執行役も含まれる。役員の責任、処分等が不明であるので、上記を提案した。

また、不正請求問題は東芝にとっては終わった問題、小さな問題かもしれないが、東芝がこの不正受給問題の真相を隠蔽し続けるので、人生を狂わされ、長期間苦しめられ、悔しい思いをさせられ、不幸にされた関係者がいることを東芝の役員に認識させるため、株主、従業員に知らせるために上記を提案した。

—株主提案—

第12号議案 株主質問に対する会社回答に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『株主総会において、株主からの質問(書面による質問を含む)に関して、会社はすべての質問に対し詳細に回答すること。また、質問内容、回答内容を東芝本社で株主が閲覧、複写できるように詳細に開示すること。特に、東芝(役員、従業員)が企業活動で行った違法行為に関する質問については、株主総会において質問時間を設けた上で回答すること。

この違法行為に関する質問には、役所関係の談合問題、原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題、NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関する質問を含める。

(以下、別紙11に記載のとおり。)]

(提案理由)

東芝(役員、従業員)が行った違法行為に関し、同様な違法行為が繰り返されたり、違法行為が長期間隠蔽されたりする。違法行為を防止するために上記議案を提案する。

違法行為の隠蔽、繰り返しが起こるのは会社の自浄能力が低いためである。株主総会において、会社の都合により株主の質問は打ち切られる。特に、違法行為についての質問は、議題に関係ない質問であるとして打ち切られる(株主の質問権を軽視している)。会社の自浄能力が低いから、株主による調査、監視が必要である。一方法として、株主の質問(書面質問を含む)すべてに対して、会社に詳細に回答させることを提案する。特に、株主総会において違法行為に関する質疑応答時間を設け、違法行為の事実関係、改善策、責任の所在等を明らかにすることは有効である。また、質問内容、回答内容を公開することは違法行為の隠蔽、繰り返しの防止に役立つので、本社で公開することを提案する。

○第12号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

株主総会は会議の目的事項について株主の皆様が合理的な理解を得られるよう説明を尽くす場であり、そのように努めております。限られた株主総会の時間内で株主の皆様の希望されるすべてのご質問に回答することを必須とすることは困難であり、また、株主の皆様との質疑応答のすべてを開示することも、株主総会の性質上、適切でないと考えられます。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

(参考)株主総会における株主からのすべての質問に対する回答内容等について、昨年はホームページに開示することを定める定款変更を求め、総株主の議決権数の10分の1未満の賛成しか得られず否決されていますが、今回は本社で開示するよう求めているものです。

一株主提案一

第13号議案 株主総会における議決権行使に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『株主総会の議決権行使に関し、議決権行使書による議決権行使において、提案に対して株主の賛否の意思表示のない場合、会社提案、株主提案のどちらの提案に対しても無効であるとして取り扱うこと。また、インターネットを利用した議決権行使においても議決権行使書による場合と同じように取り扱うこと。』

(提案理由)

株主総会における議決権行使書による議決権行使に関し、現在、提案に対し株主の賛否の意思表示のない場合、会社提案については賛成、株主提案については反対(否)として取り扱っている。これは、株主提案に対し不当な差別的取り扱いである。株主権を軽んじる行為でもある。株主提案も会社提案と同等に無効として取り扱うべきである。

○第13号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

議決権行使書又はインターネットによる議決権行使に株主からの賛否の意思表示がない場合の取り扱いをあらかじめ会社で決定し、その旨を議決権行使書等に記載しておくことが適法であることは、法令上明確であり、また、当社の現在の取り扱いは、多くの株主を有する上場会社の一般的、合理的な取り扱いであります。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

(参考)会社提案、株主提案に関する賛否の表示が明確でない場合の取り扱いについて、一昨年は反対、昨年は賛成と取り扱う定款変更を求め、いずれも総株主の議決権数の10分の1未満の賛成しか得られず否決されていますが、今回は無効と取り扱うよう求めているものです。

一株主提案一

第14号議案 取締役に対する損害賠償請求に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『取締役が違法行為を行い会社に損害を生じさせた場合、または、注意義務を怠り、会社に損害を生じさせた場合、会社はその取締役に対して、損害の多少にかかわらずに損害賠償を請求すること。過半数を取締役、執行役以外の者で構成する損害賠償請求委員会を設ける。この委員会において、事実関係(取締役の違法行為、注意義務違反内容)、会社の損害等を調査し、損害賠償請求対象者、損害賠償請求額を決定し、損害賠償を請求する。

そして、この決定内容を官報に詳細に公開する。(以下、別紙12に記載のとおり。)]

(提案理由)

取締役の違法行為、違法行為の隠蔽、注意義務違反を防止するために、上記議案を提案する。違法行為を行った取締役に対して、会社は社内処分で済ませ、損害賠償を請求することはほとんどない。これは、取締役会、監査委員会の自浄能力が低いためである。このような状態を補うために、過半数を取締役、執行役以外の者で構成する損害賠償請求委員会を設け、取締役の違法行為等を調査させ、そして、損害の多少にかかわらず、該当する取締役に損害賠償を請求し、この内容を官報に公開することを提案する。これらを実行すれば、取締役の違法行為、違法行為の隠蔽、違法行為の注意義務違反の防止に有効である。

○第14号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

当社は、内部統制システムを整備し、違法行為の未然防止に努めておりますが、万一、法令違反が生じた場合には、法令上定められた取締役会等の機関が適切に対応することとなっております。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

(参考)取締役が会社に損害を生じさせた場合、損害賠償請求委員会を設け、損害賠償を請求し、その結果について、昨年はホームページに開示することを定める定款変更を求め、総株主の議決権数の10分の1未満の賛成しか得られず否決されていますが、今回は官報に開示するよう求めているものです。

一株主提案一

第15号議案 役員(取締役、執行役)の処分内容等の開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『社内処分を受けた役員(取締役、執行役)に関し、次の(1)から(4)を役員別に官報に詳細に開示する。

(1)処分内容

(2)処分理由

(3)具体的な仕事内容

(4)受け取った報酬額

この開示には、役所関係の談合問題、原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題、NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題についての役員の処分内容の開示を含める。(以下、別紙13に記載のとおり。)]

(提案理由)

役員(取締役、執行役)の誤った指示命令によって、違法行為、不正行為が行われ、継続することがある。また、役員(取締役、執行役)の、部下に対する管理、監督が悪いために違法行為、不正行為が行われ、継続することもある。東芝の違法行為、不正行為が複数報道されてきたが、東芝は、役員(取締役、執行役)の処分内容等の詳細を公表していない。役員(取締役、執行役)がどのように違法行為、不正行為にかかわったのか、また、どのような処分を受けたのか不明である。取締役選任に際し、また、役員(取締役、執行役)の報酬、退職慰労金が妥当かどうかの判断材料として、役員(取締役、執行役)の処分内容等の開示は必要である。違法行為、不正行為にかかわった役員(取締役、執行役)に反省を促すためにも役員(取締役、執行役)の処分内容等の開示は必要である。

○第15号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

当社において具体的な法令違反事案等が発生した場合には、その処分内容を適時適切に開示することとしております。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

(参考)社内処分を受けた役員の処分内容等について、一昨年は営業報告書、昨年はホームページに開示することを定める定款変更を求め、いずれも総株主の議決権数の10分の1未満の賛成しか得られず否決されていますが、今回は官報に開示するよう求めているものです。

—株主提案—

第16号議案 取締役、執行役についての情報の個別開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『取締役、執行役に関し、次の(1)から(3)を個人別に、年度別に、毎日新聞に詳細に開示する。

- (1)取締役、執行役が行った具体的な仕事内容、成果
- (2)取締役、執行役が受け取った報酬額
- (3)取締役、執行役を雇うためにかかった経費』

(提案理由)

近年、(株)東芝においては経営不振から大きなリストラを行っている。従業員に対しては、早期退職、関連会社への移籍、出向、職種の変更等を受け入れさせている。また、成果主義を導入し、従業員個別の成果により年度ごとの報酬、将来の退職金が大きく変動するようになった。サービス残業の増加も生じ、労働基準監督署から改善するように指導されたこともあった。また、株主に対しては減配、無配当、株価下落等の負担を負わせている。しかし、経営の舵取りをしている取締役、執行役の成果と報酬の関係は不明瞭である。取締役は株主総会の株主の議決により選出されるから、取締役の成果と報酬の関係を株主に個別開示し、株主がこの関係が正当であるかどうか監視できるようにする必要がある。執行役は将来の取締役候補であるので取締役と同等と考える。また、定時株主総会招集通知時に添付される報告書中の、取締役、執行役に関する情報開示では不十分である。

○第16号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

リーマンショック後の経営環境の悪化に伴い、役員の一部報酬返上はもとより従業員の配置転換等の対策をとっておりますが、従業員については、社内、グループ内の異動等により雇用の確保を図ることとしております。執行役報酬については相当部分は業績連動となっており、役員報酬の額は他社水準とも比較した上、報酬委員会にて適切に決定しております。取締役、執行役の業務執行の状況、担当業務及び取締役、執行役の報酬等の額につきましては、法令の定めるところに従って第172期報告書の適切な部分にそれぞれ記載のとおり開示しております。したがって、定款に規定を設けるべき事項ではないと考えます。

(参考)同様の情報の個別開示について、一昨年はホームページ、昨年は官報に開示することを定める定款変更を求め、いずれも総株主の議決権数の10分の1未満の賛成しか得られず否決されていますが、今回は毎日新聞への開示を行うよう定款変更を求めているものです。

一株主提案一

第17号議案 相談役、顧問、社友についての情報の個別開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『相談役、顧問、社友に関し、次の(1)から(4)を個人別に、年度別に、読売新聞に詳細に開示する。

- (1)相談役、顧問、社友に就任させた具体的理由
- (2)相談役、顧問、社友が行った具体的な仕事内容、成果
- (3)相談役、顧問、社友が受け取った報酬額
- (4)相談役、顧問、社友を雇うためにかかった経費』

(提案理由)

相談役、顧問、社友に関する情報は株主に対しほとんど開示されていない。相談役、顧問、社友という役職が必要かどうか疑問である。また、相談役、顧問、社友の大半は、元取締役や元執行役と思われる。相談役、顧問、社友の役職を設けなくても、元取締役や元執行役は相談役等の役職に就かなくても、東芝に有益な助言を行ってくれるはずである。これらの役職に関してもリストラが必要であると思われる。その判断材料として、これらの役職に関する情報を開示すべきである。

○第17号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

当社の相談役、顧問、社友は、当社経営に対して豊富な経験から有益な助言等を行っており、また、その処遇は役員及び従業員の処遇を総合的に勘案して定めており、過大なものとは認識しておりません。したがって、定款に規定を設けるべき事項ではないと考えます。

(参考)同様の情報の個別開示について、一昨年はホームページ、昨年は官報に開示することを定める定款変更を求め、いずれも総株主の議決権数の10分の1未満の賛成しか得られず否決されていますが、今回は読売新聞への開示を行うよう定款変更を求めているものです。

—株主提案—

第18号議案 省庁等の公的機関から入社した人についての情報の開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『省庁等の公的機関から入社した人の人数、役職名を公的機関別に、年度別に、朝日新聞に詳細に開示する。また、公的機関からの受注額を公的機関別に、年度別に朝日新聞に詳細に開示する。』

(提案理由)

官庁からの天下り受け入れ数、就任した役職者人数と官庁からの受注額について社会的に関心もたれている。また、東芝が官制談合(下水道局関係の談合、郵便番号読み取り機関係の談合)を行っていたことが報道されている。談合などの不正取引防止の観点からも官庁からの天下りに関する情報を株主に公開すべきである。

一方、公職出身者に関する情報を開示することは、取締役会等による公職出身者の採用行為に関係がなく、採用行為に制限を加えるものではない。取締役会がこの情報開示に反対するのは、天下り受け入れ数と官庁からの仕事受注額との間に相関関係があることが判明することを恐れるから、また、官制談合の余地を残しておきたいからと受け取られても仕方がない。

○第18号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

外部から採用いたします人材については、人物本位、識見に基づき適切に採用しており、かつ、公職出身者は営業部門以外の部署に配置しております。したがって、定款に規定を設けるべき事項ではないと考えます。(参考)同様の情報の開示について、一昨年はホームページ、昨年は事業報告に開示することを定める定款変更を求め、いずれも総株主の議決権数の10分の1未満の賛成しか得られず否決されていますが、今回は朝日新聞への開示を行うよう定款変更を求めているものです。

—株主提案—

第19号議案 非正規雇用者の雇用条件に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『非正規雇用者の賃金を時給2200円以上とする。』

(提案理由)

東芝は、非正規雇用者を雇用の調節弁役として扱っている。また、非正規雇用者の賃金は、同じ仕事内容の正規雇用者の賃金よりかなり低い。非正規雇用者の退職金は零か、支給されてもわずかである。非正規雇用者に対する福利厚生費も、正規雇用者のそれに比べて非常に少ない。このように会社は非正規雇用者を雇うことで、少ない経費で多くの、有用な労働力を得ることができ、雇用調整も簡単にできる。しかし、非正規雇用者にとっては不利で過酷な雇用形態である。このような雇用形態は社会問題になっている。東芝が人に優しい経営を行うことを目標とするならば、少なくとも非正規雇用者の賃金を増やすべきである。現在支給していない福利厚生費、退職金に相当する金額分を賃金に上乘せすべきである。一案として、非正規雇用者の賃金を時給2200円以上とすることを提案する。

○第19号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

非正規雇用者の賃金については、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律を遵守し、同法の定めるところに従い、正規の労働者との均衡を考慮しつつ適法に決定しております。したがって、定款に規定を設けるべき事項ではないと考えます。

(参考)非正規雇用者の賃金について、一昨年は正規従業員と同等以上に、昨年は時給2,000円以上にするよう定款変更を求め、いずれも総株主の議決権数の10分の1未満の賛成しか得られず否決されていますが、今回は時給2,200円以上にするよう定款変更を求めているものです。

—株主提案—

第20号議案 配当金に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『平成23年度から5年間、年間配当金を5円以上とする。』

(提案理由)

東芝は、配当金に関し、減配、無配を続けている。減配、無配になるのは経営がまずいからである。資産を有効に活用していないこと、無駄な投資、無理な投資をしていること、相談役、顧問、社友に多額の経費をかけていることから、減配、無配が続くのである。外部環境が悪いことを言い訳にはいけない。外部環境が悪いのは他社も同じである。活用されていない資産(不動産、有価証券等)を活用し、無駄な投資、無理な投資を控え、相談役らの経費を削減すれば、年間5円以上の配当は可能であると考える。

○第20号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

当期は相応の期間利益を確保できたことや今後の事業計画及び財務状況を慎重に考慮した上で、株主の皆様のご期待にお応えして復配することとし、年間の剰余金の配当は1株につき5円といたしました。今後についても、当社は、他社に先んじた事業構造転換により収益構造の堅実性を確保しながら、資産の有効活用、経費削減の徹底等事業構造改革に最大限努め、配当財源確保を図ってまいります。配当額に比べてもとより僅少な顧問等の経費が配当決定に影響を与えるものではありません。また、具体的な年間配当金額を定款で規定することについては、そもそも剰余金の配当は、各事業年度における損益、財産の状況に応じて、会社法第461条の規定の範囲内で決定されるべき事項であり、法令との関係でも適切でないと考えます。したがって、定款に規定を設けるべき事項ではないと考えます。

—株主提案—

第21号議案 取締役選任の件

次の15名を取締役とする。

	氏名等	平成8年当時の役職	平成11年当時の役職	平成12年当時の役職
①	渡辺 誠吾 氏	京浜事業所課長		
②	小山 由夫 氏	京浜事業所課長		
③	尾園 次郎 氏	京浜事業所部長		
④	新谷 誠剛 氏	京浜事業所主幹		
⑤	井須 雄一郎 氏	京浜事業所所長		
⑥	谷川 和生 氏 昭和47年入社	京浜事業所部長		
⑦	畑野 耕逸 氏	京浜事業所課長		
⑧	三鬼 嘉明 氏		京浜事業所課長	

氏名等		平成8年当時の役職	平成11年当時の役職	平成12年当時の役職
⑨	佐々木 頼彦 氏 昭和35年入社	エネルギー事業本部本部長		
⑩	宮本 俊樹 氏		上席常務	
⑪	大島 壽之 氏			常務
⑫	佐藤 文夫 氏	社長		
⑬	西室 泰三 氏 昭和36年入社	専務		
⑭	岡村 正 氏 昭和37年入社			社長
⑮	島上 清明 氏 昭和36年入社			専務

上表中、入社年、役職は、(株)東芝への入社年、(株)東芝における役職を表している。

(提案理由)

企業活動には法令遵守が必要とされている。東芝においては、過去にマスコミにより報道された法令違反問題が数多くあった。上記取締役候補は東芝社員として現場の実務経験が豊富であり、これらの法令違反問題についてもそれぞれの立場で対応した経験がある。違法行為が社内で行われ、社内で発覚した後どのように対応してきたかをよく知っている。誤った対応は、更なる法令違反になり、営業活動に支障が生じる、また、企業イメージを悪くする。過去の法令違反問題を正しく検証し、不明瞭なことを解明し、対応策を講じ、実行すれば、これらを防止できる。上記取締役候補は過去の経験を生かし、法令違反を起こさないような経営を行ってくれるはずである。以上の理由により上記候補は取締役にあふさわしいと考える。

○第21号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

当社は委員会設置会社として経営の透明性を高めております。会社提案の取締役候補者については、社外取締役が過半数を占める指名委員会において、取締役候補者指名基準に基づき取締役会のメンバーとして最適な人材を、多様な角度から検討して決定し、第1号議案を提案しております。

ちなみに、株主提案の候補者は、特定の時期、特定の分野に従事していた当社役職員であり、候補者として適切でないと考えます。したがって、会社提案の取締役候補者をご選任いただくことが当社にとって最適であると考えます。

(参考)3年前にまったく同一候補者の取締役の選任を同一の提案理由によって求め、いずれも総株主の議決権数の10分の1未満の賛成しか得られず否決されています。

以 上

(第 2 号議案関係)

「研究労務日誌の偽造依頼書」

- ・書類題名：平成 6 年度MCFC-HRSG委託業務従事日誌の記入依頼
- ・発行日：平成 7 年(1995年) 4 月 8 日
- ・発行者：A課長(京浜事業所 燃料電池担当)
- ・宛先：A主幹、A主務、B主務、A担当、B担当
- ・ページ数：8 枚(A 4：2 枚、A 3：6 枚)
- ・書類内容：以下に示す通り。

(a) 1 ページ目

平成 6 年度MCFC-HRSG委託業務従事日誌の記入依頼

掲記の件に関しまして、以下の要領にて記入していただけるよう、宜しくお願い致します。

記

1. 主旨

平成 6 年度にMCFC研究組合よりMCFC-HRSGに関する研究を受託していたが、東芝で生じた人件費(研究労務費及び製作設計費)を請求するために必要なため、所定の用紙に記入お願いいたします。

2. 記入要領

- (1) P 2 に各人の月別研究労務費及び製作設計費の時間を示します。
- (2) P 3 に平成 6 年度の(京浜)のカレンダーを示します。
- (3) P 4 に記入例を示します。用紙はB 4 サイズです。
- (4) P 5 ～ P 8 に、各人の研究労務費及び製作設計費の作業内容を示します。

研究労務費：P 5、6

製作設計費：P 7、8

(5) 記入上の注意事項

- ・以下の休日印は赤ボールペンで手書きしてください。日にちに印を付ける。

○：休日

記入例 ③ ④

△：会社記念日(7月1日)

▽：年末最終日(12月29日)

- ・休日印以外はボールペンで手書きしてください。
- ・訂正印が使えないので、書き損じた場合は新しい用紙に記入願います。
- ・所属：[KFC]として下さい。
- ・研究労務費及び製作設計費共に、それぞれ所定の作業記入欄に記入願います。
- ・時間は“基準内”欄に記入願います。
- ・従事時間は以下のようにして下さい。

各人のタイムカードと照合して連続する時間帯を決めて下さい。出来るだけ 8 時から 17 時までとして下さい。ただし、フレックスタイムを利用して 10 時 20 分 出社した場合は、11 時からで構いません。記入は以下のように定規を用いて線を記入して下さい。ただし、矢印はフリーハンドで構いません。

研究労務費：←→

製作設計費：⇔

・下の累計欄は、念のため各人が時間をチェックの上記入願います。

(b) 2 ページ目

94年度研究労務時間

月	A主幹	A主務	B担当	合計
4	2	15	19	36
5	2	17	22	41
6	3	33	44	80
7	3	41	55	99
8	2	38	51	91
9	4	47	64	115
10	3	42	56	101
11	2	37	51	90
12	3	16	20	39
1	2	25	12	39
2	2	15	7	24
3	4	7	6	17
合計	32	333	407	772

94年度製作設計時間

月	B主務	B担当	A担当	合計
4	0	0	0	0
5	0	0	0	0
6	0	0	0	0
7	0	0	0	0
8	0	0	0	0
9	0	0	0	0
10	0	0	0	0
11	0	0	0	0
12	0	0	0	0
1	85	71	92	248
2	97	80	98	275
3	103	92	96	291
合計	285	243	286	814

(c) 3 ページ目

カレンダー：省略

(d) 4 ページ目

記入例：省略

(e) 5、6 ページ目

	日付	時間数	個人記入項目
4月			
A主幹	4/11	2	排熱回収系基本条件の検討
A主務	4/11	4	部分付加条件の検討
	4/12	6	機器使用材料の検討(HRSG本体)
	4/13	5	機器使用材料の検討(HRSG本体以外)
		15	
B担当	4/13	6	排熱回収系基本条件の検討
	4/14	7	排熱回収系取合い条件の検討
	4/18	6	過熱蒸気条件の検討
		19	
5月			
A主幹	5/20	2	組合作成の基本仕様書(一次)の検討

A主務	5/20	2	組合作成の基本仕様書(一次)の検討
	5/21	3	組合作成の基本仕様書(一次)の検討(系統・機器構成)
	5/23	4	組合作成の基本仕様書(一次)の検討(熱物質取支(低格負荷1000時間後))
	5/24	4	組合作成の基本仕様書(一次)の検討(熱物質取支(低格負荷5000時間後))
	5/27	4	組合作成の基本仕様書(一次)の検討(熱物質取支(30%負荷1000時間後))
		17	
B担当	5/20	5	発電システム構成による排熱回収系のシステム検討
	5/23	4	発電システム構成による排熱回収系のシステム検討(高温排ガス系統の検討)
	5/24	4	発電システム構成による排熱回収系のシステム検討(給水系統の検討)
	5/25	4	発電システム構成による排熱回収系のシステム検討(蒸気系統の検討)
	5/26	5	機器構成検討(機器配置)
		22	
	日付	時間数	個人記入項目
6月			
A主幹	6/29	3	主要機器基本検討結果のレビュー
A主務	6/3	4	HRSG主要機器の基本検討(蒸発器本体)
	6/6	5	HRSG主要機器の基本検討(過熱器本体)
	6/7	5	HRSG主要機器の基本検討(給水加熱器本体)
	6/8	4	HRSG主要機器の基本検討(接続ダクト)
	6/9	5	HRSG主要機器の基本検討(機器間の伸縮継手)
	6/15	4	HRSG缶水ブロー方法の検討(缶底ブロー)
	6/16	6	HRSG缶水ブロー方法の検討(連続ブロー)
			33
B担当	6/6	5	HRSG排水方法の検討
	6/7	6	放熱損失の検討(HRSG本体)
	6/8	5	放熱損失の検討(高温ガス配管)
	6/9	5	放熱損失の検討(蒸気配管)
	6/13	5	圧力損失の検討(高温ガス配管)
	6/15	6	圧力損失の検討(給水系統)
	6/16	6	圧力損失の検討(HRSG高温ガス系統蒸気系統)
	6/17	6	圧力損失の検討(HRSG給水・蒸気系統)
		44	
	日付	時間数	個人記入項目
7月			
A主幹	7/26	3	計測制御方法の検討
A主務	7/5	5	HRSG補機の基本検討(循環ポンプ)

	7/6	4	HRSG補機の基本検討(連続ブロー装置)
	7/7	5	HRSG補機の基本検討(缶底ブロー水フラッシュタンク)
	7/8	5	HRSG補機の基本検討(サンプリングクーラ)
	7/11	5	HRSG補機の基本検討(水処理装置)
	7/12	4	HRSG補機の基本検討(ベンチュリー管)
	7/13	5	HRSG補機の基本検討(煙突)
	7/18	5	計測点の検討(高温ガス系統)
	7/19	4	計測点の検討(給水系統)
		41	
B担当	7/5	6	計測点の検討(蒸気系統)
	7/6	3	計測点の検討(温度)
	7/7	4	計測点の検討(圧力)
	7/8	5	計測点の検討(流量)
	7/11	5	計測点の検討(差圧)
	7/12	5	計測精度の検討
	7/13	6	制御方法の検討(水位制御)
	7/14	6	制御方法の検討(圧力制御)
	7/18	5	制御性の検討(ガスダンパ)
	7/19	5	性能解析手法の検討
	7/20	5	性能評価システム検討
		55	
	日付	時間数	個人記入項目
8月			
A主幹	8/26	2	機器輸送、据え付け方法レビュー
A主務	8/4	4	蒸発器の基本構造の検討
	8/5	5	蒸発器の基本構造の検討
	8/8	6	過熱器の基本構造の検討
	8/8	6	過熱器の基本構造の検討
	8/10	4	給水加熱器の基本構造の検討
	8/18	4	HRSG配置検討
	8/19	5	蒸発器の構造検討(伝熱管)
	8/22	5	蒸発器の構造検討(管板)
		38	
B担当	8/18	4	給水システム検討
	8/19	6	輸送方法の検討(HRSG本体)
	8/20	6	輸送方法の検討(ユニット化)
	8/22	6	輸送方法の検討(煙突)
	8/23	5	輸送方法の検討(配管ダクト)

8/24	5	搬入方法の検討(HRSG本体)
8/25	5	搬入方法の検討(付属機器)
8/26	3	搬入方法の検討(配管ダクト)
8/29	4	据付方法の検討(HRSG本体)
8/30	7	メンテナンス性の検討(HRSG本体、付属機器)
	51	

	日付	時間数	個人記入項目
9月			
A主幹	9/28	4	HRSG組立性の検討
A主務	9/6	7	蒸発器の構造検討(本体胴)
	9/7	6	蒸発器の構造検討(伝熱管サポート)
	9/8	6	蒸発器の構造検討(内部構造)
	9/9	7	蒸発器の構造検討(内部構造)
	9/12	7	蒸発器の構造検討(内部構造)
	9/13	6	蒸発器の構造検討(支持脚)
	9/14	7	過熱器の構造検討(伝熱管)
		47	
B担当	9/1	6	過熱器の構造検討(ケーシング)
	9/6	6	過熱器の構造検討(管寄)
	9/8	6	HRSG製造性・検査性の検討(蒸発器本体)
	9/9	6	HRSG製造性・検査性の検討(過熱器本体)
	9/12	5	HRSG製造性・検査性の検討(給水加熱器)
	9/13	5	HRSG製造性・検査性の検討(その他付属機器)
	9/14	4	HRSG製造性・検査性の検討(煙突)
	9/16	4	HRSG製造性・検査性の検討(配管ダクト)
	9/19	6	保温方法の検討(HRSG本体)
	9/20	5	保温方法の検討(その他付属機器)
	9/26	5	保温方法の検討(煙突)
	9/29	6	保温方法の検討(配管ダクト)
		64	
10月			
A主幹	10/28	3	機器接続ダクトの構造検討
A主務	10/4	4	運転方法の検討(PAC試験時)
	10/5	6	運転方法の検討(起動時)
	10/7	5	運転方法の検討(停止時)
	10/12	5	バイパス運転方法の検討
	10/13	5	HRSG負荷変化の検討(低負荷→高負荷へ急激に変化)

	10/14	5	HRSG負荷変化の検討(高負荷→低負荷へ急激に変化)
	10/17	4	HRSG負荷変化の検討(低負荷→高負荷へ徐々に変化)
	10/18	4	HRSG負荷変化の検討(高負荷→低負荷へ徐々に変化)
	10/19	4	ガスパージ方法の検討
		42	
B担当	10/3	5	給水加熱器の構造検討(伝熱管)
	10/4	5	給水加熱器の構造検討(ケーシング)
	10/6	6	給水加熱器の構造検討(管寄)
	10/11	6	機器接続ダクトの構造検討
	10/13	5	接続ダクト(過熱器上流)の構造検討
	10/17	6	接続ダクト(過熱器-蒸発器)の構造検討
	10/18	6	接続ダクト(蒸発器-給水加熱器)の構造検討
	10/19	5	接続ダクト(給水加熱器下流)の構造検討
	10/20	6	エキスパンション(過熱器-蒸発器)の構造検討
	10/24	6	エキスパンション(蒸発器-給水加熱器)の構造検討
		56	
	日付	時間数	個人記入項目
11月			
A主幹	11/7	2	組合作成の基本仕様書(一次)改訂版の検討
A主務	11/7	5	組合作成の基本仕様書(一次)改訂版の検討(系統・機器構成)
	11/8	4	組合作成の基本仕様書(一次)改訂版の検討(熱物質収支)
	11/9	3	機器要素運転条件の検討
	11/10	3	周辺機器基本条件の策定
	11/14	5	本体基本構造の策定
	11/15	5	配管設計条件検討
	11/18	5	配管レイアウト検討(高温ガス配管)
	11/21	3	配管レイアウト検討(蒸気配管)
	11/22	4	配管レイアウト検討(水配管)
		37	
B担当	11/1	5	HRSG構造解析モデルの検討(管板部位外)
	11/2	5	HRSG構造解析モデルの検討(管板部)
	11/4	5	HRSG構造解析モデルの検討(支持条件)
	11/7	4	HRSG構造解析モデルの検討(境界条件)
	11/8	5	HRSG構造解析時における熱伝達率の検討(蒸発器内外部)
	11/9	5	HRSG構造解析時における熱伝達率の検討(過熱器内外部)
	11/10	4	HRSG構造解析時における熱伝達率の検討(給水加熱器内外部)
	11/14	4	HRSG構造解析時における熱伝達率の検討(ダクト内外部)
	11/15	4	HRSG構造解析時における熱伝達率の検討(エキスパンション内外部)

	11/16	3	配管材料の検討(高温ガス配管)
	11/21	3	配管材料の検討(蒸気配管)
	11/22	4	配管材料の検討(水配管)
		51	
	日付	時間数	個人記入項目
12月			
A主幹	12/22	3	組合作成の基本仕様書(二次)の検討
A主務	12/7	6	HRSG構造解析時の各時刻における機器内ガス温度の検討
	12/8	5	エキスパンションの計画(高温ガス配管)
	12/9	5	エキスパンションの計画(蒸気配管)
		16	
B担当	12/22	5	組合作成の基本仕様書(二次)の検討
	12/26	5	組合作成の基本仕様書(二次)の検討(熱物質収支)
	12/27	4	排熱回収システムの策定
	12/28	6	排熱回収システムの策定
		20	
	日付	時間数	個人記入項目
1月			
A主幹	1/19	2	伝熱性能の確認
A主務	1/10	6	配管支持点及び固定点の配置検討(高温ガス配管)
	1/11	7	配管支持点及び固定点の配置検討(蒸気配管)
	1/13	6	配管構造解析モデルの検討
	1/17	6	配管構造解析条件の検討
		25	
B担当	1/9	6	HRSG構造解析時の各時刻における機器内ガス温度の検討(計算に使用する熱物性値)
	1/10	6	HRSG構造解析時の各時刻における機器内ガス温度の検討(計算に使用する部材質量)
		12	
	日付	時間数	個人記入項目
2月			
A主幹	2/27	2	水処理システム仕様検討
A主務	2/6	5	HRSG構造解析時の各時刻における機器内ガス温度の検討(表面積の計算)
	2/7	5	HRSG構造解析時の各時刻における機器内ガス温度の検討(熱通過率の計算)
	2/8	5	配管構造解析手法の検討
		15	

	B担当	2 / 7	7	水処理システム仕様検討
		日付	時間数	個人記入項目
3月	A主幹	3 / 10	2	排熱系ブロック内打合せ(神戸製鋼所にて)
	A主務	3 / 28	7	HRSG構造解析結果の検討
	B担当	3 / 30	6	配管構造解析結果の検討

(f)7、8ページ目

製作設計の作業内容、作業時間(A主務、A担当、B担当分)：省略

以 上

(第3号議案関係)

「研究労務日誌偽造依頼書に対する拒否書」

- ・書類題名：「平成6年度MCFC-HRSG委託業務従事日誌の記入依頼」について
- ・発行日：平成7年(1995年)4月12日
- ・発行者：B担当(元燃料電池担当)
- ・宛先：A課長(燃料電池担当)
- ・ページ数：1枚(A4)
- ・書類内容：以下に示す通り。

(a) 1 ページ目

「平成6年度MCFC-HRSG委託業務従事日誌の記入依頼」について

1995. 4. 12. に「平成6年度MCFC-HRSG委託業務従事日誌の記入依頼」を受領しましたが、下記理由によりこの日誌の作成を見合わせます。

理由

1. 上記記入依頼のP.5～P.8における研究労務費、製作設計費の作業内容が実際の作業内容(1995.3.31.までに提出した「日誌作成用資料」、「委託業務従事日誌」と異なっている。
2. 「研究労務時間」、「製作設計時間」に非作者の作業時間が計上されている。
3. 上記記入依頼のP.5～P.8にしたがって「委託業務従事日誌」を作成した場合は、不正行為を行うことになる。
4. 1995.3.31.までに提出した「日誌作成用資料」、「委託業務従事日誌」が生かされていない。

以 上

(第4号議案関係)

「井須雄一郎所長への連絡書」

- ・書類題名：委託研究の研究労務費について
- ・発行日：平成7年(1995年)12月28日
- ・発行者：B担当(元燃料電池担当)
- ・宛先：井須雄一郎所長(京浜事業所)
- ・ページ数：本文1枚(A4)
- ・添付資料：3部
- ・書類内容(本文)：以下に示す通り。

(注)下記[KFC]は、燃料電池担当部門の略称表記である。

また、下記(京浜)は、京浜事業所の略称表記である。

委託研究の研究労務費について

平成6年度、私は[KFC]においてMCFC研究組合委託研究(HRSGの開発)に従事しておりました。委託研究においては、業務実施者が業務日誌を作成し、年度終了後、業務日誌に基づいて算出された研究労務費を委託研究先に対し請求することになっております。

上記MCFC研究組合委託研究の業務日誌の作成、研究労務費請求に際し、[KFC]内で不正が行われたようです。不正と思われる行為の詳細は下記に示します。調査の上、不正行為の是正を[KFC]、並びに、関係部門に対して指導願います。なお、これらの不正行為が行われる前に、[KFC]委託研究費管理担当者の課長に対し不正を行わないように申し入れましたが効果はありませんでした(添付資料1(*1)参照)。

また、この調査を実施する場合は、その旨を1996年1月16日(火)までに文書でBへ連絡願います。この期日までに文書で連絡がない場合は(京浜)において本件を処理する意思がないと考えます。

ご多忙中と存じますが、今後の不正行為防止の点からも、よろしく対応をお願いします。

(*1)添付資料1：「平成6年度MCFC-HRSG委託業務従事日誌の記入依頼」について(1枚)

記

「不正と思われる行為の詳細」

- (1)事実と反する内容の委託業務従事日誌(平成6年4月～平成7年3月分)を本人に無断で作成し、署名、捺印したこと。有印私文書偽造行為。添付資料2(「委託業務従事日誌」(平成6年10月分：2枚))参照。
これらの日誌の作成、署名、捺印は本人(B)が行ったものではありません。
- (2)委託研究非実施者による委託業務従事日誌の作成行為。添付資料3(「平成6年度MCFC-HRSG委託業務従事日誌の記入依頼」(8枚))参照。この書類に記されている[KFC] A主務、B主務、A担当の3名は実際には委託研究業務を行っていません。
- (3)事実と反する内容の委託業務従事日誌に基づいて研究労務費を算出し、この研究労務費をMCFC研究組合(NEDO)へ請求したこと。実際の研究労務費より多く請求したこと。

以上

(第 5 号議案関係)

「佐々木鞆彦本部長への連絡書」

- ・書類題名：NEDO委託研究の研究労務費について
- ・発行日：平成 8 年(1996年) 2 月 9 日
- ・発行者：B 担当(元燃料電池担当)
- ・宛先：佐々木鞆彦本部長(エネルギー事業本部)
- ・ページ数：本文 1 枚(A 4)
- ・添付資料：2 部
- ・書類内容(本文)：以下に示す通り。

(注)下記[KFC]は燃料電池担当部門の略称表記であり、下記(京浜)は京浜事業所の略称表記である。下記[KFC]長はA部長(燃料電池担当)であり、下記(京浜)長は井須所長であり、下記[エネ経]長はB部長(エネルギー経理部)である。

NEDO委託研究の研究労務費について

平成 6 年度、私は[KFC]においてMCFC研究組合委託研究(HRSGの開発(NEDO委託研究))に従事しておりました。この委託研究の委託業務日誌の作成、研究労務費請求に際し、[KFC]内で不正が行われました。不正内容については同封書類(*1)を参考にして下さい。不正行為の是正を(京浜)長、[KFC]長に申し入れましたが、現在のところ是正に至っておりません。両長とも是正するつもりはないようです。

不正行為に至った経緯、不正実行者を明らかにした上で、不正行為を是正すべきです。また、不正実行者、及び、これらの管理責任者の責任を問い、今後の不正行為の防止策を講ずるべきと考えます。

現状では、社内的に上記問題を早急に解決することはできないようです。しかるべきところへ告発する以外には解決する手段はないと思われまます。この問題の対応方法についてご意見があればBまで連絡願います。

参考として、(京浜)長へ提出した書類(*1)のコピーを同封します。

なお、本書類と同内容のものを[エネ経]長へも提出しております。

(*1)「委託研究の研究労務費について」(1995.12.28.付)

「委託研究の研究労務費について(その2)」(1996.1.17.付)

以 上

(第6号議案関係)

「佐藤文夫社長への連絡書」

- ・書類題名：NEDO委託研究における不正請求について
- ・発行日：平成8年(1996年)6月15日
- ・発行者：B担当(元燃料電池担当)
- ・宛先：佐藤文夫社長
- ・写しの宛先：西室泰三専務
- ・ページ数：本文7枚(A4)
- ・添付資料：7部
- ・書類内容(本文)：以下に示す通り。

NEDO委託研究における不正請求について

NEDO委託研究における不正請求問題について、京浜事業所：井須雄一郎所長(1995年12月28日付け書類、役職名は1995年度のものを使用、以下同様)、エネルギー経理部：B部長(1996年2月7日付け書類)、エネルギー事業本部：佐々木嗣彦本部長(1996年2月9日付け書類)に対し、問題の調査、是正をお願いしました。京浜事業所総務部の調査により、不正請求が行われたことが確認されました。しかし、問題提起してから、5か月以上経過した現在においても、不正請求の是正には至っていません。不正請求内容に関しては阿部進専務、佐々木本部長に確認願います。問題提起後、井須所長、燃料電池担当：A部長、A主幹らによる、上記不正請求の隠蔽工作もありました。不正請求を自主的に是正すること、不正請求実行者、協力者、不正請求の隠蔽実行者、協力者を処罰することを願います。

東芝が自主的に不正請求を是正するか、東芝の管理職社員に有印私文書を偽造された私にしかるべき機関へ告発させるかを1996年6月21日までに回答願います。この期日までに回答がない場合は、東芝において自主的に不正請求を是正する意志がないと判断します。そして、「東芝グループ経営理念」に則り、しかるべき機関へ告発、告訴し、株主総会へ問題提起します。

一社員に解雇されることを覚悟させて、会社が起こした不正請求問題の解決に当たらせるような無責任な行為はやめてもらいたい。また、このような行為を行ったことを反省してもらいたい。1996年2月～3月における京浜事業所総務部：C部長、勤労課：C課長との話し合いにおいて、C課長からは、「君が不正請求についてしかるべき機関へ告発した場合は、京浜事業所では勤務できないようにする」と言われています。これは、私を解雇することを、あるいは、他社へ出向させ、そこで解雇することをほめかしたものであると受け取っております。

今回の不正請求問題における会社側の対応には失望しています。不正請求問題の概略を次に示します。燃料電池担当：A課長より、労務日誌を作成するように依頼を受けましたが、依頼内容が事実と反し、依頼通りに労務日誌を作成することは不正行為(犯罪行為)になるので、拒否しました。しかし、A課長らは、無断で、私の名前を使用し、印鑑を偽造し、労務日誌を作成しました。(この行為は有印私文書偽造になります。また、この行為は、管理職と社員(労働組合組合員)との信頼関係を壊す行為でもあります。)さらに、A課長らは委託研究において実際には働いていない3名(燃料電池担当：A主務、B主務、A主事)に対し、虚偽の労務日誌を作成させました。そして、委託研究を依頼したNEDOに対し、これらの虚偽の内容の労務日誌に基づいて、研究労務費を請求し、結果的には研究労務費を詐取しました。(これは詐欺行為です。)その後、この事実を知り、悩んだ末、京浜事業所の責任者である井須所長に問題提起しました。井須所長から対応するように命令を受けた燃料電池担当：A部長、A主幹は、「会社のためにやったことで、不正行為ではない」という見解を示し、不正請求を行ったとは認めませんでした。さらに、「君が黙っていれば何も不都合は起こらない」という内容の発言もしています。井須所長の最終見解は、「コミュニケーション不足による担当者の誤解である。」つまり、不正請求行為はないというものでした。(これは不正請求の隠蔽工作であり、会社と社員(労働組合組

合員)との信頼関係を壊す行為でもあります。)A部長、A主幹の発言、井須所長の最終見解は、「Bの取った行動は、管理職を罪に陥れ、会社組織を混乱させるものである。」ということの意味するものです。このような見解は到底受け入れられないので、東芝が自主的に不正請求を是正しない場合には外部のしかるべき機関に対し告発することを決意した上で、再度、上部組織の責任者である、エネルギー経理部：B部長、エネルギー事業本部：佐々木本部長に対し、不正請求の是正を前述の通り願いました。しかし、これらは無視されました。その後、京浜労働組合：A委員長の仲介により、会社側の窓口として、総務部：C部長、勤労課：C課長との話し合いがもたれました。この話し合いでは、不正請求の実態調査、不正請求実行者、協力者の処罰、不正請求の是正、不正請求を含めた不正行為の防止策の策定、防止策の実施を要求しました。このときの実態調査により、不正請求が行われたことを会社として認めましたが、調査は不十分であり、不正請求の真相をつかむまでには至っていません。また、処罰に関しては、不正請求行為の実行者である2名に対し軽い懲戒処分(減給、譴責)を行っただけです。一番重要な「不正請求の自主的是正」については、取締役が結論を出すべきですが、是正を行うのか行わないのか結論を引き延ばしています。この間、委託研究における不正請求に関する書類の改ざんが行われています。不正行為防止策としては、通り一遍の書類が1件(「補助金・委託金研究従事日誌記入に関する遵守事項徹底の件」)発行されただけに過ぎません。(この書類のコピーを添付します。)不正請求の自主的是正が一向に行われませんので、京浜労働組合：A委員長を通じて、不正請求の自主的是正を再度願いました。しかし、現在においても不正請求を自主的に是正するかどうかの決定がありません。1996年6月27日に社長交代が予定されていますが、上記の不正請求問題は、佐藤社長の任期中に起こった不祥事ですから、是非とも社長在任中に不正請求問題を解決して頂きたく本書類を発行しました。

以上のように、不正請求行為、隠蔽工作が行われたこと、これらの行為を容認する職場環境、不正行為の是正を決断する立場にある取締役の責任回避に専念した対応等については失望しました。また、このような会社側の対応は、会社と社員(労働組合組合員)の信頼関係を壊すものです。産業界で指導的役割を期待されている東芝が、期待に反する行動を取り続け、不正請求を是正しようとしなないことは残念でもあります。反社会的で、会社の信用をなくす不正請求を行い、この不正請求が発覚しそうになると、責任者らはこれを隠蔽しようとする。さらに、隠蔽が不可能になると、告発に備えて、時間稼ぎを行い、不正請求に係わる不正書類の改ざん等を行う。社長は、「東芝グループ経営理念」にあるとおり、人を大切に、社会に貢献する意志があるのでしょうか。自社、自分のみがよければいいと考えているのではありませんか。「東芝グループ経営理念」は、実行する意志のない単なる宣伝文句なのでしょうか。なぜ、このような不正請求が行われたのか、なぜ、不正請求の隠蔽工作が行われたのか、なぜ、自主的に不正請求を是正できないのかを考えて頂きたい。自主的に不正請求を是正できない理由として、「会計検査院の担当者、NEDOの担当者にどの程度の迷惑がかかるかわからないから」という内容のことを総務部：C部長より聞いています。告発等により不正請求が発覚した場合は、上記の懸念されていることが起こります。また、不正請求の是正も強制的に行われます。自主的に是正を行った方が東芝が反省し、不正請求の是正に前向きに取り組んでいることをよく伝えることができ、会計検査院の担当者、NEDOの担当者の心証もよいのではないのでしょうか。また、社内の関係者にしかわからないほど巧妙な不正手段により不正請求を行ったことを、会計検査院、NEDOに対して説明することで、東芝の不正請求を見抜けなかったことに対する、会計検査院の担当者、NEDOの担当者の責任問題は回避できると思われます。社外の関係者に迷惑がかかるという理由で自主的に是正を行わないのは、東芝、役員の実行者の責任逃れのためである、また、不正請求の証拠隠滅のための時間稼ぎを行うためであるとも受け取れます。

(以下、2段落分省略)

この不正請求行為の他の実行者、協力者も、「東芝のために行った」ことだから不正行為ではないと考えているようです。不正請求問題を放置せず、真正面から取り組むことが東芝をよくするはずですが、会計検査院、NEDOとの関係において複雑な事情もあるでしょうが、不正請求問題をうやむやにしてしまうことは、東芝のためになるとは思えません。まず、管理職、社員が起こした不正請求行為、隠蔽工作の実体を佐藤社長自らが把握し、管理、監督が不十分であったことを反省する必要があります。そして、告発されて不正請求を是正するのではなく、会社として、自主的に不正請求を是正すべきです。不正請求実行者、協力者、隠蔽工作実行者、協力者を処罰し、今後の不正行為防止策を考え、不正

防止策を確実に実施することにより東芝の悪い体質を改善できると確信しています。

1996年4月に、不正請求実行者と考えられる燃料電池担当：A課長、B課長に対し、処分理由を不透明にしたまま、軽い懲戒処分(減給、譴責)が行われました。不正請求に協力した者(燃料電池担当：A主務、B主務、A主事ら)、監督責任者(A部長)には何の処分もありません。また、不正請求の隠蔽工作の実行者、協力者に対する処分もありません。不正請求の真相が不明な状態で不正請求問題を終わらせるのはよくありません。特に、隠蔽工作については問題にすらされていません。不正請求の隠蔽工作は、不正請求以上の犯罪行為です。隠蔽工作の協力者としては、燃料電池担当：A課長、B課長、総務部：C部長、勤労課：C課長、経理部：D部長、原価管理担当：D課長、E課長らが考えられます。

(以下、4段落分省略)

上記2件の不正行為には、労使の間に存在する気づきにくい、共通の問題があります。それは、管理職が安易に不正行為を部下(労働組合組合員)に命じ、部下も安易に不正行為を引き受けてしまうことです。当たり前のことですが、不正行為を行うことは、常にリスクが伴うものです。さらに、不正行為が発覚した場合には、責任をとらなければなりません。

ここで、組織内では容認されるような不正行為でも、社会的には容認されないことがよくあります。我々社員は、東芝の社員である前に、社会人であります。東芝の利益を守ることに専念し、社会で容認されないような不正行為を続けていけば、いつかは信用をなくし、社外の関係者にも多大な迷惑をかける事態に至ります。東芝社員の家族も恥ずかしい思いをします。日頃から不正行為を行わなくても業務を遂行できるように努力すべきです。東芝内においては、「私利私欲のためでなく、会社のために不正行為を行ったのだから罪はない、あるいは、罪は軽い」と考える人が多いのが現状です。このような状態ですと、不正行為はなくなりません。不正行為の是正に消極的な東芝役員、業務において不正行為を部下に命じる管理職、命じられた不正行為を引き受ける部下(労働組合組合員)の三者とも不正行為に対する認識を改める必要があります。不正行為に対する三者の認識は、東芝の先輩方から受け継いできた、悪い伝統、悪い職場環境の一部であります。この悪い伝統、悪い職場環境を我々の時代で改め、先輩から受け継いできた、東芝のよい伝統、よい職場環境のみを、後輩へ伝えていくことが我々の義務、つまり、経営者、社員、労働組合の義務です。佐藤社長自身が、「洞察と実行」という言葉を東芝の標語として定めたときの精神に立ち返り、また、入社時の初心を思い出して、上記の不正行為の是正に真剣に取り組んで頂きたい。

終わりに、不正請求を自主的に是正する場合、あるいは、不正請求が外部に発覚して是正しなければならなくなった場合においても、この不正請求の是正を任された担当者に責任が集中し、過度のストレスが加わらないように配慮願います。この種の問題では、責任感が強く、考え込むような性格の担当者に過度のストレスが加わると、不幸な事態を招くことがあるからです。

参考として、不正請求問題について私が発行した書類(6通)のコピーを参考資料として添付します。

以 上

(第7号議案関係)

・「研究労務費の不正請求の手口」

平成7年4月から同年6月にかけて、京浜事業所の燃料電池担当(略称:[KFC])の課長2名が、研究労務費の予算をすべて消化するために、研究従事日誌(平成6年度分)の偽造を計画し、実行した。具体的には、同課長らが同じ部門の従業員5名(主幹1名、主務2名、担当2名)に研究従事日誌の偽造を依頼した。この従業員5名の内、主幹1名、主務2名、担当1名は依頼通りに日誌を偽造した。なお、主務2名、担当1名は研究を行っていなかった。さらに、同課長2名はこの日誌の偽造依頼を断った担当1名の名前を無断で使って日誌を偽造し、日誌に偽造の印鑑を押した。同課長らは5名分の日誌を偽造し、これらの日誌に基づいて、研究労務時間、研究労務費を算出し、研究労務費の請求手続きを経理部門に行った。

・「従業員の犯罪の認識」

上記の6名(主幹1名、課長2名、主務2名、担当1名)は、研究従事日誌が研究労務費の算出に使われ、この研究労務費がNEDOに請求されることを知っていながら、日誌の偽造を行った。研究従事日誌を偽造することは有印私文書偽造になる。また、偽造した日誌に基づいて研究労務費を請求することは詐欺行為である。日誌の偽造にかかわった従業員は犯罪行為であることを知りながら、日誌の偽造、研究労務費の請求を行ったのか。

以 上

(第8号議案関係)

・「隠蔽工作1(京浜事業所)」

平成8年1月に、この研究労務費の不正請求について井須雄一郎所長(京浜事業所)は従業員から連絡を受けている。井須所長は燃料電池担当の部長1名、主幹1名と同従業員とを面談させた。同部長、同主幹は研究労務費の不正請求を認めなかった。面談後、井須所長は研究労務費の不正請求は認めず、不正受給の是正手続きも命じなかった。井須所長が不正請求の是正手続きを命じなかったのは、同従業員の口を封じればすむと考えたからか、または、同様な不正行為が他にもあるためか、または、保身のためか。

・「隠蔽工作2(本社)」

平成8年2月に、エネルギー事業本部の佐々木鞆彦本部長は従業員から研究労務費の不正請求、不正受給について連絡を受けている。同年3月に総務部(京浜事業所)がこの不正請求、不正受給の事実を確認しているが、佐々木本部長は、不正受給の是正を命じなかった。なぜ、佐々木本部長は不正請求の是正を命じなかったのか。同様な不正行為が他にもあるためか、または、保身のためか。

・「隠蔽工作3(京浜事業所)」

平成8年3月に燃料電池担当の課長2名に対し、「業務遂行過程における不都合に関する懲戒処分」があった。この処分は、総務部が研究労務費の不正請求、不正受給の事実を確認した後に行われている。処分理由を明確にしないのは、研究労務費の不正請求を行ったことが東芝社内外にわからないようにするためか。

・「組織的犯罪」

同一部門(京浜事業所の燃料電池担当)の従業員6名(主幹1名、課長2名、主務2名、担当1名)が、研究労務日誌の偽造を計画し、研究労務費の不正請求を実行した。これらのことを知ったにもかかわらず、責任者たち(佐々木本部長、井須所長、燃料電池担当部長)は、不正請求の是正を命じなかった。これは組織的犯罪である。

また、上記以外に、この組織的犯罪に加担した部門、従業員がいたのではないか。不正請求を行った課長は、NEDOの他の委託研究も担当していたが、この委託研究においても研究労務日誌の偽造を行っていたのではないか。同様な研究労務費の不正請求を他の年度、他の委託研究においても、同課長以外の従業員が行っていたのではないか。研究労務費の請求手続きを行った経理部門は、この組織的犯罪に加担していなかったのか。

以 上

(第 9 号議案関係)

・「本社における対応 1」

平成 8 年 6 月に、佐藤文夫社長、西室泰三専務は、研究労務費の不正請求、不正受給について従業員から連絡を受けている。同時期に佐藤社長は佐々木本部長からもこの不正受給について連絡を受けている。佐藤社長は研究労務費の不正受給の対応についてどのような経営判断をしたのか。佐々木本部長に不正受給の処理を一任したのか。

一任された佐々木本部長はどのような処理をしたのか。不正受給を是正するには、本社の経理部門、法務部門、総務部門等が関係してくるが、佐々木本部長は、これらの部門の役員に不正受給の是正について相談したのか。取締役会でこの不正請求問題を取り上げたのはいつなのか。

また、この不正受給問題を佐藤文夫(新)会長は西室泰三(新)社長にどのように引き継いだのか。この引き継ぎを受けた西室社長はどのような行動を取ったのか。

・「本社における対応 2」

佐々木本部長は、研究労務費の不正受給を是正するために、NEDOとの交渉をエネルギー事業本部開発営業部に任せただのか。平成 8 年 7 月から平成 9 年にかけて、開発営業部は研究労務費の不正受給についてNEDOとどのような交渉をしたのか。

・「本社における対応 3」

東芝は、NEDO委託研究において、平成 9 年度の研究費の請求において請求金額を約 500 万円減額して請求することで、平成 6 年度の不正受給金を相殺させることにした。どのような経緯でこのような処理をしたのか。NEDOが東芝にこのような処理方法を指示したのか。それとも、東芝がこのような処理方法を提案し、NEDOが了解したのか。それとも、NEDOの了解なしに東芝が独自にこのような処理を行ったのか。

・「本社における対応 4」

NEDO委託研究において、契約金額以上の経費がかかり、契約金額を上回る請求をしても、NEDOから支払われる金額は、ほぼ契約金額以内である。したがって、請求金額を 500 万円少なくしても、受領金額が契約金額よりも 500 万円以上少なくなければ、不正受給した 500 万円を返したことはない。平成 9 年度のNEDO委託研究の契約金額、請求金額、受領金額を示すこと。参考として、平成 6 年度以降のNEDOの委託研究の契約金額、請求金額、受領金額も示すこと。

不正受給金を上記のように相殺処理することは法律に違反する処理方法である。東芝は、違法な処理方法であることを知っていながら、相殺処理を行ったのか。東芝は、取引先が了解すれば、営業活動で違法行為を行ってもよいと考えているのか。

・「本社における対応 5」

研究労務費の不正受給の是正とは、書類を正しいものに差し替えて、不正受給した金をNEDOに返すことである。平成 8 年 6 月において、研究費の不正受給を是正することになっていたにもかかわらず、上記のような不明朗な処理(相殺処理)を行った理由は何か。不正受給の事実が公になるのを隠すためか。不正受給の事実を隠蔽するために、不明朗な処理(隠蔽処理、相殺処理)を行ったのか。この不明朗な処理(隠蔽処理)を考えたのは誰か。また、誰がこの隠蔽処理を承認したのか。エネルギー事業本部の井須雄一郎副本部長、大島壽之副本部長、京浜事業所の総務部長らが考え、佐々木本部長が承認したのか。

・「本社における対応6」

佐々木本部長は、研究労務費の不正受給の処理について、いつ、どのように佐藤会長、西室社長に報告したのか。あるいは、佐藤会長、西室社長は、佐々木本部長に不正受給の処理についていつ確認したのか。研究労務費の不正受給の隠蔽処理、相殺処理について、取締役会で議題、問題にしたのはいつか。取締役会において、この隠蔽処理について賛成した役員は誰か。また、上記の不正受給の相殺処理(隠蔽処理)には、エネルギー事業本部以外の役員(経理部門、法務部門、総務部門等の役員)も関与している。関与した役員は誰か。

・「本社における対応7」

平成11年6月の定時株主総会において、株主が、NEDO委託研究の研究労務費の不正受給を是正したのかどうかを質問したが、西室社長、宮本俊樹上席常務は、不正を行った社員を処分しており、終わった問題であると回答し、株主の質問を打ち切った。これ以降(平成12年、13年)の定時株主総会においても株主と会社との間で同様なやり取りが繰り返され、岡村正社長、島上清明専務、大島壽之常務らは、不正請求問題は終わったことであると回答し続け、株主の質問を打ち切った。不正請求問題が終わっていないことは平成14年6月におけるNEDOの調査により判明するが、東芝の責任者は、平成8年から平成14年まで不正請求問題を隠蔽してきたのである。平成11年6月以降の株主総会で役員らは虚偽の回答を続けたことになる。虚偽の回答を続けることにした理由は何か。不正受給を隠蔽し、刑事事件の時効を成立させるためか、関係役員の責任回避のためか。役員の実行は、背任行為ではないか。

平成11年6月以降の株主総会で不正請求問題が取り上げられているので、平成11年6月から平成14年6月までの役員全員(社外役員を含む)は、この不正請求問題の存在を知ったはずである。役員ら(社外役員を含む)がこの不正請求問題を是正させる義務があったはずだが、是正させなかった。これらの役員に注意義務違反の責任はないのか。

以 上

(第10号議案関係)

・「NEDOによる調査、東芝の対応」

平成14年6月、NEDOはこの問題に関して京浜事業所を調査した。この調査の開始は、突然始まったのではない。東芝は、平成14年6月の株主総会で次のような説明を行っている。平成13年6月の株主総会で株主から不正請求問題について質問があったので、終了後、不正受給問題の再調査を開始した。再調査の結果、不都合な処理が行われていたことが判明した。どのような処理をするのがいいのか不明であるので、MCFC研究組合を通して、この問題をNEDOに報告した。NEDOの指示を待っていると説明している。この説明には、疑問がある。株主は不正受給問題について平成11年6月から毎年、質問し続けている。再調査するならば、平成11年6月の株主総会后すぐに行うべきである。再調査を遅らせる理由があるはずである。

平成11年6月から株主が研究労務費の不正受給について質問を毎年続けるので、これを止めさせるため、不正受給問題を社会的に終わらせる必要があった。不正受給問題を終わらせるには、NEDOにこの問題を連絡しなければならない。しかし、平成11年に連絡すると、刑事事件として成立してしまう。刑事事件にならないように、つまり、刑事事件の時効を計算して、また、東芝にとって都合の悪い事実は隠した状態で、NEDOに不正受給問題について連絡する必要が生じた。東芝は刑事事件の時効が成立することを計算に入れて、MCFC研究組合を通して、NEDOに研究労務費の過大請求を連絡した。これによって、平成14年6月にNEDOが京浜事業所を調査した。この調査において、担当課長が作成した研究労務日誌の偽造指示書、偽造される前の研究労務日誌、偽造された研究労務日誌等は発見されなかった。これらを事前に破棄したのか。また、関係者を調査に立ち合わせなかった。関係者に対する口頭の調査もなかった。関係者は日誌偽造依頼書、日誌のコピー等の資料を保管し、不正請求の実態を知っているので、調査に立ち合わせると不正請求(違法行為)の実態が明確になるから、関係者を調査に立ち合わせなかったのではないか。NEDOは、研究労務費の不正請求の証拠書類、証言を得られなかったので刑事事件とせず、下記に示す研究労務費の全額返還等の一般的な処分を済ませた。

平成14年7月、東芝の不正請求、不正受給問題が報道され、同月、NEDOは、東芝が受給した研究労務費の裏付けとなる書類を提出しないので研究労務費の不正請求、不正受給を行っていたとして、東芝に対して、研究労務費の全額返還、委託研究の新規契約の3年間の停止、補助金交付の3年間の停止を決定した。研究労務日誌を偽造して研究労務費を請求することは詐欺であるが、時効により、あるいは、証拠不十分で刑事事件にはならなかった。平成8年に社内で問題が発覚してから、平成14年のNEDOの調査まで、約6年間、この問題を隠蔽し続け、自主的に是正もしなかった。不正受給の事実を長期間隠蔽したことにより、また、証拠書類を破棄、あるいは、隠したから刑事事件にならなかったのである。

・「費用、損失等」

- (a)平成14年におけるNEDOへの返金総額はいくらか。
- (b)平成14年度から平成16年度までのNEDO新規委託研究の契約停止、NEDOからの補助金交付の停止があった。これらによる売上高の減少、及び、これらによる損失はどれくらいか。その推定根拠も具体的に示すこと。複数年度にまたがる長期間の委託研究や補助金交付の場合、初年度に契約できなければ、翌年度からの委託研究の契約もできず、また、補助金の交付も受けられず、損失は多大になる。この点も考慮すること。
- (c)不正防止対策費用はどれくらいかかったのか。
- (d)この不正請求問題の処理にかかった費用(*)は、平成8年1月から平成17年3月までにどれくらいかかったのか。
- (*)費用：不正受給の相殺処理にかかった諸費用(交際費、人件費、文書通信費、交通費、会議費等)を含める。

以 上

(第11号議案関係)

・「責任」

- (a)研究労務費の不正請求、不正受給問題が社内で発覚して、すぐに、適法な処理を行ってれば、この不正受給問題による損失は少ないと考えられる。しかし、違法な処理が行われ、損失が大きくなったのは、初めに、東芝の役員が違法な処理を実行、容認したこと、その後に注意義務を怠ったことが原因である。したがって、この不正受給問題による損失は、これらの役員が弁済すべきである。この損失を役員の誰が、どれくらい、いつ弁済したのか。
- (b)研究労務費の不正受給の是正に関し、相殺処理を実行した役員、この処理を承認した役員はどのような責任を取ったのか。
- (c)平成11年6月から平成14年6月までの株主総会において、NEDO委託研究における研究労務費の不正受給問題について虚偽の回答をした役員(当時の西室泰三社長、宮本俊樹上席常務、岡村正社長、島上清明専務、大島壽之常務ら)は、どのような責任を取ったのか。
- (d)この不正受給問題に関し、平成14年7月以降、役員を社内処分したが、いつ、誰を、どのような理由で、どのような処分をしたのかを具体的に示すこと。
- (e)このNEDO委託研究の研究労務日誌の作成において、違法行為には協力できないという従業員の名前を使って、課長らが違法な書類を作成し、これを違法な営業活動に使用した。責任者(井須所長、佐々木本部長)に連絡しても、責任者は研究労務費の不正受給を当初認めなかった。社長を含め関係役員がこの問題を知ってからも長期間は正せず、NEDOの返金命令まで放置した。命令により不正受給した研究労務費をNEDOに返金したが、研究労務日誌を偽造したことは隠している。この状態では、上記従業員も研究労務費の不正請求に加担したことになる。これらのことは、長期間にわたって、この従業員の氏名権を侵害し、名誉を傷つけ、苦しめていることになる。また、業務であっても違法行為には協力しないというこの従業員の意思に反し、この従業員の名前を使って違法行為を行うことは、人権を侵害していることになる。また、上記のようなことに対して従業員に対し事実関係を十分説明せず、謝罪もせず、償いもしていない。

以 上

(第12号議案関係)

役所関係の談合問題とは、次のことである。平成7年に発覚した三重県下水道局における談合問題、平成11年に公正取引委員会から排除勧告を受けた郵便番号読み取り機に関する談合問題、平成20年に発覚した札幌市下水道局における談合問題である。特に、下水道局関係の談合は平成7年に発覚し、処分を受けているにもかかわらず、その後も談合を繰り返していた。この札幌市下水道局談合問題に関しては、平成20年6月開催の株主総会で株主が、報道されているような談合があったかどうかを質問したが、会社側は、関係機関(役所)の調査中なのでその調査結果を待ちたいと回答した。談合を行ったかどうかは担当者を社内調査すればわかることである。関係機関(役所)の調査を待つ必要はない。さらに、東芝は、調査が開始される前に談合を行ったことを公正取引委員会に申し出ることにし、課徴金納付などの処分を免除されている。社内調査を行った段階で談合の事実が判明しているにもかかわらず、株主総会において談合を行ったことを株主に押し隠していたことになる。談合が繰り返されるのは、改善策が不十分だからである。

原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題とは、次のことである。京浜事業所の社員が起こした、平成18年の原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題である。社内調査後に行われた役所の調査により、捏造検査データが次々に出てくるがあった。これは捏造検査データをできるだけ隠蔽しようとしたと受け取られても仕方がない。違法行為の隠蔽を防止する改善策が不十分だから、違法行為の隠蔽がなくなる。

NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題とは次のことである。平成8年に東芝社内で発覚した新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題について説明する。NEDOは、通産省所管の組織で(現在は独立行政法人)、国の予算で運用されていた。このNEDO委託研究とは、「溶融炭酸塩型燃料電池発電システムの研究開発：スタック及び1000kW級発電システム技術開発：1000kW級発電プラントの開発(プラント製作一排熱回収系設備)」のことである。昭和60年代からエネルギー事業本部の京浜事業所が主にこの委託研究を担当していた。また、不正請求、不正受給問題とは、平成7年4月、京浜事業所において担当課長らが日誌偽造指示書を作成し、この指示書に基づいて平成6年度分の研究労務日誌を部下の社員に偽造させ、さらに、日誌偽造を断った社員の名前を使って担当課長らが日誌を偽造したことから始まる。平成7年6月、これらの偽造した日誌を用いて、NEDOに対し、研究労務費を過大に請求し、過大に研究労務費を受給した。NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題は平成8年1月に京浜事業所で発覚し、責任者の井須雄一郎所長に連絡された。井須所長は研究費の不正請求、不正受給を是正させなかった。平成8年2月には、京浜事業所の上部組織の責任者である佐々木 頼彦エネルギー事業本部本部長(常務)に、また、平成8年6月には東芝の責任者である佐藤文夫社長、西室泰三専務にこれらの問題が連絡された。しかし、東芝の責任者は不正請求問題の連絡を受けても、不正受給を是正させなかった。平成11年6月の定時株主総会において、株主が、研究労務費の不正受給を是正したのかどうかを質問したが、西室社長、宮本俊樹上席常務は、不正を行った社員を処分しており、終わった問題であると回答し、株主の質問を打ち切った。これ以降(平成12年、13年)の定時株主総会においても株主と会社との間で同様なやり取りが繰り返され、岡村正社長、島上清明専務、大島壽之常務らは、不正請求問題は終わったことであると回答し続け、株主の質問を打ち切った。平成14年6月、NEDOはこの問題に関して京浜事業所を調査した。調査において、担当課長が作成した研究労務日誌の偽造指示書、偽造される前の研究労務日誌等は発見されなかった。事前にこれらは破棄されたようである。平成14年7月、東芝の不正請求、不正受給問題が報道され、同月、NEDOは東芝が研究労務費の不正請求、不正受給を行っていたとして、東芝に対して、研究労務費の返還、委託研究の新規契約の3年間の停止、補助金交付の3年間の停止を決定した。研究労務日誌を偽造して研究労務費を請求することは、詐欺であるが、時効により、刑事問題にはならなかった。これは東芝が平成8年に社内で問題が発覚してから、平成14年のNEDOの調査までの約6年間、この問題を隠蔽し続けたからである。また、株主総会において、研究費の不正受給を是正していないにもかかわらず、終わった問題であると虚偽の回答を続けたのは、刑事問題の時効を成立させるためと、関係役員に責任が及ばないようにするためと考えられる。不正受給を是正せずに、株主総会で虚偽の回答を続けたことは法令違反である。

株主総会において、この不正請求、不正受給問題を質問すると、議題に関係ない質問であるから回答を控えるとか、過去に発生した古い問題であるからとか、説明済みであるとか言って株主の質問を打ち切ったりしている。不正請求、不正受給問題の事実関係を平成8年から6年間隠蔽し、平成14年以降の株主総会においても、この問題に関する質問に対し、東芝は不正請求、不正受給問題の事実関係を明らかにせず、役員らの責任についても説明していない。例えば、不正受給の隠蔽行為を決定し、実行した役員の実責任が不明確である。平成8年に社内で発覚した後、研究労務費の不正受給を是正せず、隠蔽することを決定したのは、佐藤社長か、西室社長か、それとも他の役員か。この決定を実行したのは、佐々木常務か、宮本上席常務か、大島常務か、それとも他の役員か。これらのことを行った役員ら(佐藤社長、西室社長、岡村社長、島上専務、佐々木常務、宮本上席常務、大島常務ら)の責任が明確にされていない。平成11年の株主総会で不正受給問題が取り上げられて、役員全員(社外役員を含む)がこの問題の存在を知ったにもかかわらず、役員ら(社外役員を含む)はこの問題の是正を行わなかったのはなぜか。これらの役員に注意義務違反の責任はないのか。また、担当課長らが研究労務日誌の偽造指示書を作成し、部下の社員に日誌を偽造させ、この日誌に基づいて不正に研究労務費を請求することは、組織的な不正行為であるが、この事実を隠すのはなぜか。さらに担当課長らは他年度においても委託研究を担当しているし、不正請求が判明した委託研究以外の委託研究も担当していた。これらの別の委託研究において、同様な不正行為が行われていた可能性があるが十分な調査が行われたか疑問である。株主に対し、不正行為の事実関係が正しく開示されていたならば、このように長期間にわたる不正行為の隠蔽を防止できたと思われる。

以 上

(第14号議案関係)

上記の損害賠償請求の対象には、官庁関係の談合問題における損害賠償請求、NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題における損害賠償請求を含める。

官庁関係の談合問題とは、次のことである。平成7年に発覚した三重県下水道局における談合問題、平成11年に公正取引委員会から排除勧告を受けた郵便番号読み取り機に関する談合問題、平成20年に発覚した札幌市下水道局における談合問題である。特に、下水道局関係の談合は平成7年に発覚し、処分を受けているにもかかわらず、その後も談合を繰り返していた。この札幌市下水道局談合問題に関しては、平成20年6月開催の株主総会で株主が、報道されているような談合があったかどうかを質問したが、会社側は、関係機関(役所)の調査中なのでその調査結果を待ちたいと回答した。談合を行ったかどうかは担当者を社内調査すればわかることである。関係機関(役所)の調査を待つ必要はない。さらに、東芝は、調査が開始される前に談合を行ったことを公正取引委員会に申し出ることにより、課徴金納付などの処分を免除されている。社内調査を行った段階で談合の事実が判明しているにもかかわらず、株主総会において談合を行ったことを株主に対し隠していたことになる。これらの談合問題において、取締役に対して損害賠償請求は行われていない。

NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題とは、次のことである。

平成8年に東芝社内で発覚した新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題である。NEDOは、通産省所管の組織で(現在は独立行政法人)、国の予算で運用されていた。このNEDO委託研究とは、「溶融炭酸塩型燃料電池発電システムの研究開発：スタック及び1000kW級発電システム技術開発：1000kW級発電プラントの開発(プラント製作―排熱回収系設備)」のことである。昭和60年代からエネルギー事業本部の京浜事業所が主にこの委託研究を担当していた。

また、不正請求、不正受給問題とは、平成7年4月、京浜事業所において担当課長らが日誌偽造指示書を作成し、この指示書に基づいて平成6年度分の研究労務日誌を部下の社員に偽造させ、さらに、日誌偽造を断った社員の名前を使って担当課長らが日誌を偽造したことから始まる。平成7年6月、これらの偽造した日誌を用いて、NEDOに対し、研究労務費を過大に請求し、過大に研究労務費を受給した。NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題は平成8年1月に京浜事業所で発覚し、責任者の井須雄一郎所長に連絡された。井須所長は研究費の不正請求、不正受給を是正させなかった。平成8年2月には、京浜事業所の上部組織の責任者である佐々木剛彦エネルギー事業本部本部長(常務)に、また、平成8年6月には東芝の責任者である佐藤文夫社長、西室泰三専務にこれらの問題が連絡された。しかし、東芝の責任者は不正請求問題の連絡を受けても、不正受給を是正させなかった。平成11年6月の定時株主総会において、株主が、研究労務費の不正受給を是正したかどうかを質問したが、西室社長、宮本俊樹上席常務は、不正を行った社員を処分しており、終わった問題であると回答し、株主の質問を打ち切った。これ以降(平成12年、13年)の定時株主総会においても株主と会社との間で同様なやり取りが繰り返され、岡村正社長、島上清明専務、大島壽之常務らは、不正請求問題は終わったことであると回答し続け、株主の質問を打ち切った。平成14年6月、NEDOはこの問題に関して京浜事業所を調査した。調査において、担当課長が作成した研究労務日誌の偽造指示書、偽造される前の研究労務日誌等は発見されなかった。事前にこれらは破棄されたようであるが、当時の担当者はこれらのコピーを持っている。平成14年7月、東芝の不正請求、不正受給問題が報道され、同月、NEDOは東芝が研究労務費の不正請求、不正受給を行っていたとして、東芝に対して、研究労務費の返還、委託研究の新規契約の3年間の停止、補助金交付の3年間の停止を決定した。研究労務日誌を偽造して研究労務費を請求することは、詐欺であるが、時効により、刑事問題にはならなかった。これは東芝が平成8年に社内で問題が発覚してから、平成14年のNEDOの調査までの約6年間、この問題を隠蔽し続けたからである。また、株主総会において、研究費の不正受給を是正していないにもかかわらず、終わった問題であると虚偽の回答を続けたのは、刑事問題の時効を成立させるためと、関係役員(取締役、執行役)に責任が及ばないようにするためと考えられる。不正受給を是正せずに、株主総会で虚偽の回答を続けたことは法令違反である。

株主総会において、この不正請求、不正受給問題を質問すると、議題に関係ない質問であるから回答を控えるとか、

過去に発生した古い問題であるからとか、説明済みであるとか言って株主の質問を打ち切ったりしている。不正請求、不正受給問題の事実関係を平成8年から6年間隠蔽し、平成14年以降の株主総会においても、この問題に関する質問に対し、東芝は不正請求、不正受給問題の事実関係を明らかにせず、役員らの責任についても説明していない。例えば、不正受給の隠蔽行為を決定し、実行した役員らの責任が不明確である。平成8年に社内で発覚した後、研究労務費の不正受給を是正せず、隠蔽することを決定したのは、佐藤社長か、西室社長か、それとも他の役員か。この決定を実行したのは、佐々木常務か、宮本上席常務か、大島常務か、それとも他の役員か。これらのことを行った役員ら(佐藤社長、西室社長、岡村社長、島上専務、佐々木常務、宮本上席常務、大島常務ら)の責任が明確にされていない。不正受給の隠蔽行為を決定し、実行することは違法行為である。平成11年の株主総会で不正受給問題が取り上げられて、役員全員(社外役員を含む)がこの問題の存在を知ったにもかかわらず、役員ら(社外役員を含む)はこの問題の是正を行わなかった。これらの役員は注意義務を怠っている。不正受給問題において会社には損害が生じたが、会社は取締役に対して損害賠償を請求していない。

NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関する損害賠償請求委員会には、次の15名を委員として加える。この15名は、NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に対応した経験があり、東芝社員として現場の実務経験も豊富であるので、委員にふさわしい。

渡辺誠吾氏(京浜事業所課長(*1))、小山由夫氏(京浜事業所課長(*1))、
尾園次郎氏(京浜事業所部長(*1))、新谷誠剛氏(京浜事業所主幹(*1))、
井須雄一郎氏(京浜事業所所長(*1))、谷川和生氏(昭和47年入社、京浜事業所部長(*1))、
畑野耕逸氏(京浜事業所課長(*1))、三鬼嘉明氏(京浜事業所課長(*2))
佐々木鞆彦氏(昭和35年入社、エネルギー事業本部本部長(*1))、宮本俊樹氏(上席常務(*2))、
大島壽之氏(常務(*3))、佐藤文夫氏(社長(*1))、西室泰三氏(昭和36年入社、専務(*1))、
岡村正氏(昭和37年入社、社長(*3))、島上清明氏(昭和36年入社、専務(*3))

なお、カッコ内は(株)東芝への入社年や(株)東芝における役職を表している。

(*1)平成8年当時の役職、(*2)平成11年当時の役職、(*3)平成12年当時の役職

以上

(第15号議案関係)

役所関係の談合問題とは、次のことである。平成7年に発覚した三重県下水道局における談合問題、平成11年に公正取引委員会から排除勧告を受けた郵便番号読み取り機に関する談合問題、平成20年に発覚した札幌市下水道局における談合問題である。特に、下水道局関係の談合は平成7年に発覚し、処分を受けているにもかかわらず、その後も談合を繰り返していた。この札幌市下水道局談合問題に関しては、平成20年6月開催の株主総会で株主が、報道されているような談合があったかどうかを質問したが、会社側は、関係機関(役所)の調査中なのでその調査結果を待ちたいと回答した。談合を行ったかどうかは担当者を社内調査すればわかることである。関係機関(役所)の調査を待つ必要はない。さらに、東芝は、調査が開始される前に談合を行ったことを公正取引委員会に申し出ることにより、課徴金納付などの処分を免除されている。社内調査を行った段階で談合の事実が判明しているにもかかわらず、株主総会において談合を行ったことを株主に押し隠していたことになる。これらの談合問題において、役員の処分内容等が開示されていない。

原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題とは、次のことである。京浜事業所の社員が起こした、平成18年の原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題である。

社内調査後に行われた役所の調査により、捏造検査データが次々に出てくることがあった。

これは捏造検査データをできるだけ隠蔽しようとしたと受け取られても仕方がない。この検査データ捏造、隠蔽問題に関して、役員の処分内容等の開示が不十分である。

NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題とは次のことである。平成8年に東芝社内で発覚した新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題である。NEDOは、通産省所管の組織で(現在は独立行政法人)、国の予算で運用されていた。このNEDO委託研究とは、「溶融炭酸塩型燃料電池発電システムの研究開発：スタック及び1000kW級発電システム技術開発：1000kW級発電プラントの開発(プラント製作―排熱回収系設備)」のことである。

昭和60年代からエネルギー事業本部の京浜事業所が主にこの委託研究を担当していた。

また、不正請求、不正受給問題とは、平成7年4月、京浜事業所において担当課長らが日誌偽造指示書を作成し、この指示書に基づいて平成6年度分の研究労務日誌を部下の社員に偽造させ、さらに、日誌偽造を断った社員の名前を使って担当課長らが日誌を偽造したことから始まる。平成7年6月、これらの偽造した日誌を用いて、NEDOに対し、研究労務費を過大に請求し、過大に研究労務費を受給した。NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題は平成8年1月に京浜事業所で発覚し、責任者の井須雄一郎所長に連絡された。井須所長は研究費の不正請求、不正受給を是正させなかった。平成8年2月には、京浜事業所の上部組織の責任者である佐々木鞆彦エネルギー事業本部部長(常務)に、また、平成8年6月には東芝の責任者である佐藤文夫社長、西室泰三専務にこれらの問題が連絡された。しかし、東芝の責任者は不正請求問題の連絡を受けても、不正受給を是正させなかった。平成11年6月の定時株主総会において、株主が、研究労務費の不正受給を是正したのかどうかを質問したが、西室社長、宮本俊樹上席常務は、不正を行った社員を処分しており、終わった問題であると回答し、株主の質問を打ち切った。これ以降(平成12年、13年)の定時株主総会においても株主と会社との間で同様なやり取りが繰り返され、岡村正社長、島上清明専務、大島壽之常務らは、不正請求問題は終わったことであると回答し続け、株主の質問を打ち切った。平成14年6月、NEDOはこの問題に関して京浜事業所を調査した。調査において、担当課長が作成した研究労務日誌の偽造指示書、偽造される前の研究労務日誌等は発見されなかった。事前にこれらは破棄されたようであるが、当時の担当者はこれらのコピーを持っている。平成14年7月、東芝の不正請求、不正受給問題が報道され、同月、NEDOは東芝が研究労務費の不正請求、不正受給を行っていたとして、東芝に対して、研究労務費の返還、委託研究の新規契約の3年間の停止、補助金交付の3年間の停止を決定した。研究労務日誌を偽造して研究労務費を請求することは、詐欺であるが、時効により、刑事問題にはならなかった。これは東芝が平成8年に社内で問題が発覚してから、平成14年のNEDOの調査までの約6年間、この問題を隠蔽し続けたからである。また、株主総会において、研究費の不正受給を是正していないにもかかわらず、終わった問題であると虚偽の回答を続けたのは、刑事問題の時効を成立させるためと、関係役員に責任が及ばないようにする

ためと考えられる。不正受給を是正せずに、株主総会で虚偽の回答を続けたことは法令違反である。

株主総会において、この不正請求、不正受給問題を質問すると、議題に関係ない質問であるから回答を控えるとか、過去に発生した古い問題であるからとか、説明済みであるとか言って株主の質問を打ち切ったりしている。不正請求、不正受給問題の事実関係を平成8年から6年間隠蔽し、平成14年以降の株主総会においても、この問題に関する質問に対し、東芝は不正請求、不正受給問題の事実関係を明らかにせず、役員らの責任についても説明していない。例えば、不正受給の隠蔽行為を決定し、実行した役員らの責任が不明確である。平成8年に社内ですら発覚した後、研究労務費の不正受給を是正せず、隠蔽することを決定したのは、佐藤社長か、西室社長か、それとも他の役員か。この決定を実行したのは、佐々木常務か、宮本上席常務か、大島常務か、それとも他の役員か。これらのことを行った役員ら(佐藤社長、西室社長、岡村社長、鳥上専務、佐々木常務、宮本上席常務、大島常務ら)の責任が明確にされていない。平成11年の株主総会で不正受給問題が取り上げられて、役員全員(社外役員を含む)がこの問題の存在を知ったにもかかわらず、役員ら(社外役員を含む)はこの問題の是正を行わなかったのはなぜか。これらの役員に注意義務違反の責任はないのか。また、担当課長らが研究労務日誌の偽造指示書を作成し、部下の社員に日誌を偽造させ、この日誌に基づいて不正に研究労務費を請求することは、組織的な不正行為であるが、この事実を隠すのはなぜか。さらに担当課長らは他年度においても委託研究を担当しているし、不正請求が判明した委託研究以外の委託研究も担当していた。別の委託研究において、同様な不正行為が行われていた可能性があるが十分な調査が行われたか疑問である。役員らの指示命令によりこれらの事実を隠し続けたのか。この不正請求、不正受給問題に関して、役員らの処分内容等が開示されていないので開示する必要がある。

以 上

インターネットによる議決権行使に当たってのお願い

●インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、ご投票ください。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)をご利用いただくことによるのみ可能です。
インターネットにより議決権を行使される際は、本サイトにアクセスいただき、画面の案内に従い、まず議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードをご入力ください。その上で、同用紙右片に記載のパスワードを用いて、株主様が設定される新しいパスワードを入力されますと、投票が可能になります。
2. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
3. 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

●パスワードのお取り扱いについて

1. 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。パスワードのお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
2. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。
3. 誤ったパスワードを一定回数以上入力されますと、メイン画面にアクセスできなくなります。
4. パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き願います。

●議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム条件を満たすことが必要です。

1. パソコンを用いる場合
 - (1)ハードウェアの条件
 - ①インターネットにアクセスできる状態であること
 - ②画面の解像度が横 800 ドット×縦 600 ドット(SVGA)以上のモニターを使用できる状態であること
 - (2)ソフトウェアの条件
 - ①マイクロソフト社インターネット・エクスプローラー
(Microsoft[®] Internet Explorer) Ver. 5.01 Service Pack2以降のバージョンをインストール(導入)済みであること
 - ②株主総会招集ご通知、株主総会参考書類や第 172 期報告書をインターネット上でご覧になる場合は、アドビシステムズ社アドビアクロバットリーダー(Adobe[®] Acrobat[®] Reader[™]) Ver. 4.0以降のバージョン又はアドビリーダー(Adobe[®] Reader[®]) Ver. 6.0以降のバージョンをインストール済みであること
- ※Microsoft[®]及びInternet Explorerは、マイクロソフト社の米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。Adobe[®] Acrobat[®] Reader[™]及びAdobe[®] Reader[®]は、アドビシステムズ社の米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
- (3)議決権行使ウェブサイトはポップアップ機能を使用しております。ポップアップブロック機能等ポップアップ機能を自動的に遮断する機能を利用されている場合は、当該機能を解除又は一時解除の上、議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

2. 携帯電話を用いる場合

次のサービスが受信可能で、暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であること。なお、ご利用に際しては、以下のサービス画面にメニュー等の登録はいたしておりませんので、URL(<http://www.web54.net>)を直接入力いただくか、議決権行使書用紙に表示されているQRコードをご利用いただくことによりアクセス願います。

(1) iモード

(2) EZweb

(3) Yahoo!ケータイ

※ iモードは(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI(株)、Yahoo!は米国ヤフー社、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル(株)、QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標、商標又はサービス名です。

●操作方法等がご不明な場合

インターネットによる議決権行使に関するパソコン、携帯電話等の操作方法又は対応機種がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120(65)2031(フリーダイヤル)
(月曜日～金曜日 午前9時～午後9時)

その他ご登録住所、株式数のご照会等につきましては、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター
電話 0120(78)6502(当社専用フリーダイヤル)
(月曜日～金曜日 午前9時～午後5時)

以 上

株主総会会場ご案内図



会場：国技館（東京都墨田区横網一丁目3番28号）

交通

- ・JR総武線「両国駅」西口から徒歩約2分
- ・都営地下鉄大江戸線「両国駅」A3・A4出口から徒歩約8分

国技館にはご利用いただける駐車場はございませんので、電車等公共の交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。